

米をめぐる関係資料

令和元年11月

農林水産省

目次

【① 我が国における米の状況】	3	【② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等】	28
○ 我が国におけるコメ	4	○ 農林水産業・地域の活力創造プラン	29
○ 米の全体需給の動向(昭和35年～)	5	○ 食料・農業・農村基本計画本文(米関係抜粋)	30
○ 米の需要量及び販売価格の動向	6	○ 平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)	31
○ 米の用途別・年産別面積の推移	7	○ 主食用米の需要に応じた生産・販売	32
○ 米の流通の状況(平成16～29年産米)	8	○ 水田活用の直接支払交付金	33
○ 米の流通経路別流通量の状況	9	○ 水田農業の高収益化の推進	34
○ 家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移	10	○ 小麦、大豆等の需要の拡大状況	35
○ 家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	11	○ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の概要	36
○ 米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合	12	○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業	37
○ 米の消費動向	13	○ 主食用米の需給安定の考え方について	38
○ 主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)	16	○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例	39
○ 小売価格の推移(POSデータ)	17	○ 農業再生協議会について	40
○ 茶わん1杯のお米の値段	18	○ 需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)	41
○ 販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数(平成18～30年)	19	○ 需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)	42
○ 米の作付規模別60kg当たり生産費(平成30年産)	20	○ 中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)	43
○ 水田の利用状況(平成30年度)	21	○ 中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例	44
○ 水田の利用状況の推移	22	○ 産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて	45
○ 全国の需給調整の取組状況の推移(平成16年産～29年産)	23	○ 中食・外食向け米の多収品種	46
○ 政府備蓄米の運営について	24	○ 米消費拡大の取組の推進	47
○ 東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄の検討	25	○ 生産コスト低減に向けた具体的な取組	48
○ 福島県における県産米の安全・安心確保への取組	26	○ スマート農業加速化実証プロジェクト	49
○ 令和元年産米の作付制限等の対象地域(平成30年産との比較)	27	○ スマート農業実証プロジェクト 実証圃場一覧	50
		○ 農産物規格・検査の見直しについて	51
		○ 現行の農産物規格・検査の概要	52
		○ 米流通の見直しについて(全農の売り方)	53

【③ 新規需要米の取組状況】	54	○ 日米の水稻栽培法の主な違い	81
○ 飼料用米の取組状況	55	○ コメの内外価格差	82
○ 多収品種について	56	○ コメの輸入制度	83
○ 令和元年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	57	○ MA米の運用に関する政府の方針・見解	84
○ 飼料用米の供給状況	58	○ 国家貿易によるコメの輸入の仕組み	85
○ 配合飼料メーカーへの飼料用米の供給について	59	○ MA米の輸入状況	86
○ 飼料用米の推進について	60	○ 平成30年度のSBS米の輸入入札状況	87
○ 飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)	61	○ MA米の販売状況	88
○ 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援	62	○ MA米の運用に伴う財政負担	89
○ 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組	63	○ MA米をめぐる国際関係	90
○ 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例	64	○ 総合的なTPP等関連政策大綱[米関係抜粋]	91
○ 「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催	66	○ 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し	92
○ 米粉用米の状況	67	○ TPP11におけるコメの豪州枠の運用	93
○ 米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて	68	○ 日EU・EPA交渉結果(米)	94
○ 酒造好適米の需要に応じた生産について	69	○ 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)	95
○ 酒造好適米の需要量調査結果の概要	70	○ 米輸出国の動向	96
【④ 米の輸出・輸入】	71		
○ 商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移	72		
○ コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況と対応方向	73		
○ 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要	74		
○ 米・米関連食品の輸出拡大に向けた取組	75		
○ 米の輸出力強化に向けた対応方向	76		
○ コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想	77		
○ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの参加状況(令和元年10月31日時点)	78		
○ 中国向けに日本産精米を輸出できる精米工場及びくん蒸倉庫の追加について	79		
○ 経営規模・生産コスト等の内外比較	80		

① 我が国における米の状況

○ コメの国内生産（稲作と水田）は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。

○ 我が国の食料自給率（平成30年度）

	カロリーベース	生産額ベース
平成29年度	38%	66%
	↓	↓
平成30年度	37%	66%

（参考）品目別供給熱量自給率

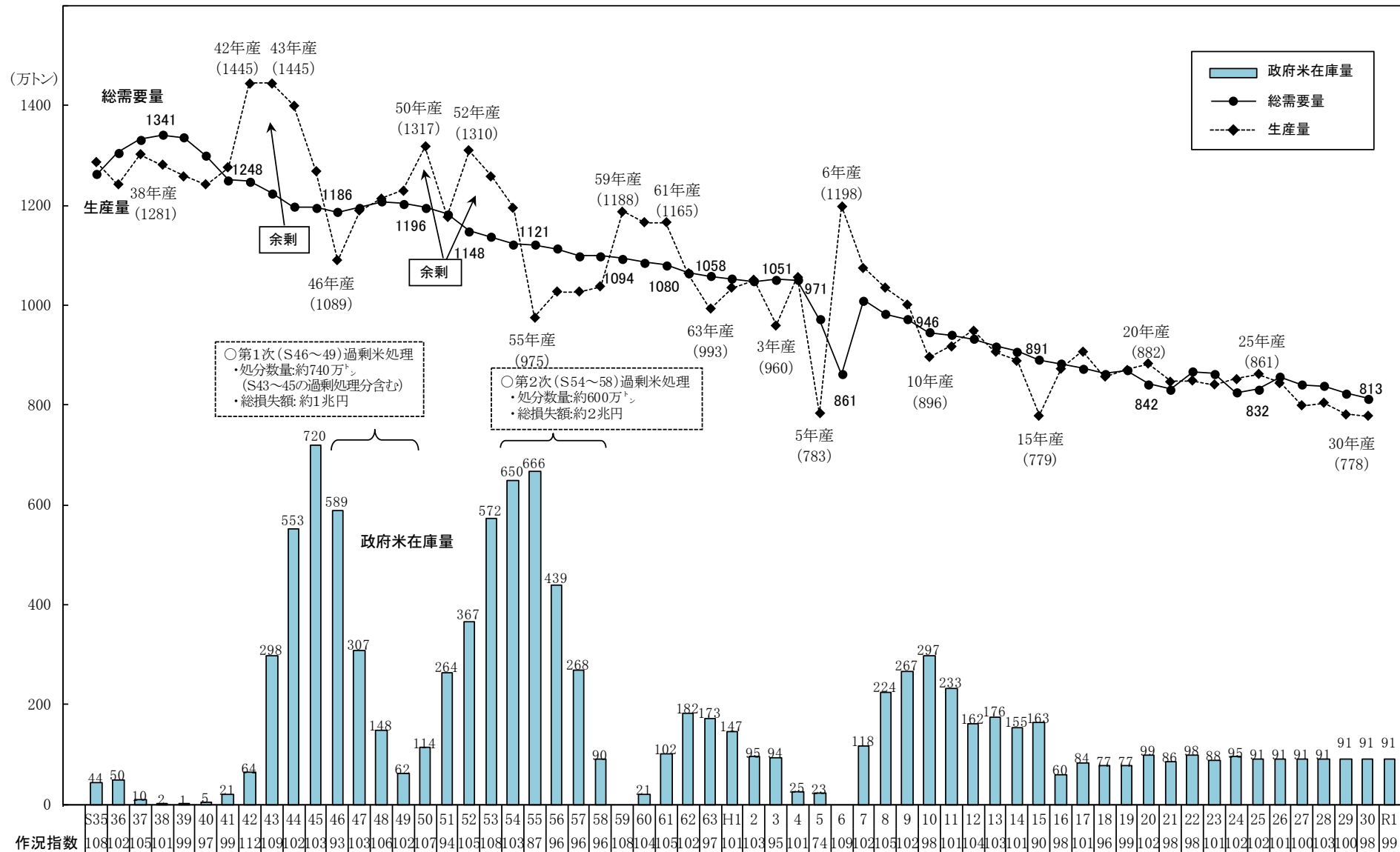
米	小麦	大豆	野菜	果実
98%	12%	21%	73%	32%
畜産物	砂糖類	油脂類	魚介類	その他
15%	34%	3%	61%	22%

・農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメは100%近い自給率を維持。
・コメは、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。

○ 我が国におけるコメの重要性

- ・ **国民の主食であり、食文化の基礎**
〔国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子（例. 団子、白玉）、米菓（例. せんべい、あられ）、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕
- ・ **農業生産・農村経済の中核**
〔農業生産額の約2割がコメ(H29)。全耕作地の半分以上が田(H30)。全農業経営体の7割が稲作(H30)。〕
- ・ **稲作や水田の有する多面的機能**
〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと（食料・農業・農村基本法第3条）。〕
- ・ **日本人の歴史や文化と密接な関係**
〔稲作の始まりにより社会（ムラ）・国家（クニ）が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され（石高制）、税もコメ（年貢）。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

米の全体需給の動向(昭和35年～)

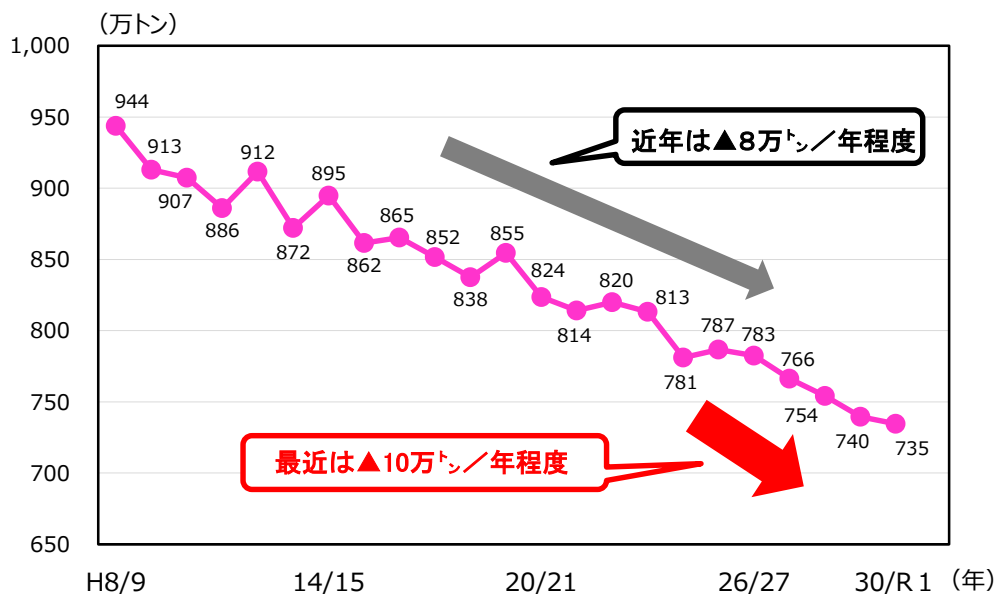


注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
4. 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米菓・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
5. 生産量は、「作物統計」における水稻と陸稲の収穫量の合計である。

米の需要量及び販売価格の動向

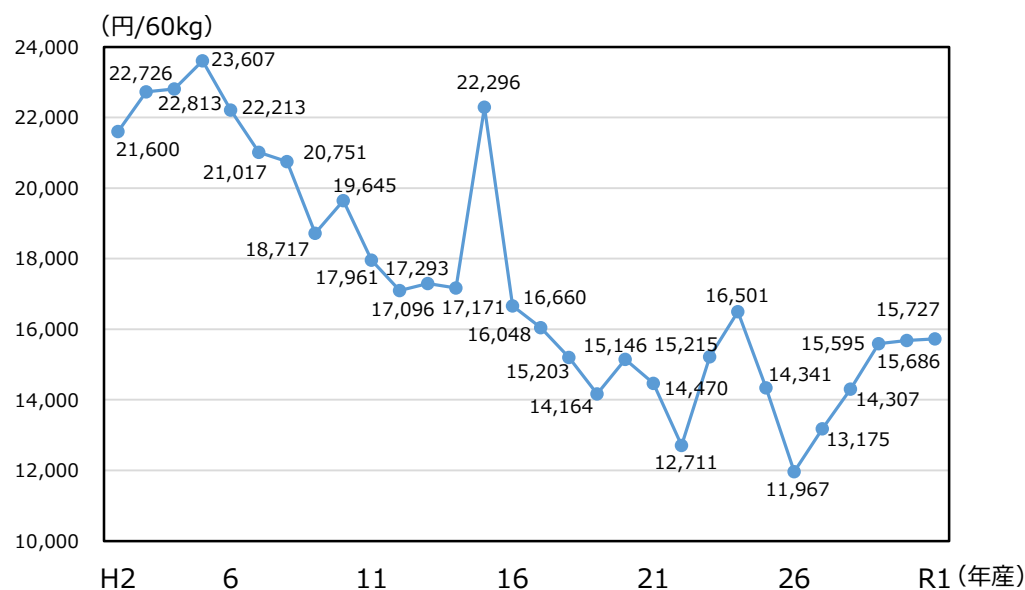
- 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近は人口減等を背景に年10万トン程度と減少幅が拡大。
- 米の販売価格は長期的に低下傾向で推移。

【主食用米の需要量の推移】



資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

【米の販売価格の推移】



資料：(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：平成2～17年産までは(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月(平成30年産は令和元年8月まで、令和元年産は令和元年10月まで)の相対取引価格の平均値。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

米の用途別・年産別面積の推移

(単位: 万ha)

用途 年産	主食用米		備蓄米	加工用米	新規 需要米	米粉用	飼料用	WCS用稲 〔 稲発酵粗 飼料用稲 〕	新市場 開拓用 (輸出用米等)	酒造用	その他
		生産量 (万トン)									
H 20	159.6	866	H22年産 までは、 主食用米 として生産	2.7	1.2	0.0	0.1	0.9	0.0	－	0.2
21	159.2	831		2.6	1.8	0.2	0.4	1.0	0.0	－	0.1
22	158.0	824		3.9	3.7	0.5	1.5	1.6	0.0	－	0.1
23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	0.7	3.4	2.3	0.0	－	0.1
24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	0.6	3.5	2.6	0.0	－	0.1
25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	0.4	2.2	2.7	0.1	－	0.1
26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	0.3	3.4	3.1	0.1	0.1	0.1
27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	0.4	8.0	3.8	0.2	0.1	0.0
28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	0.3	9.1	4.1	0.1	0.1	0.0
29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	0.5	9.2	4.3	0.1	0.1	0.0
30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	0.5	8.0	4.3	0.4	－	0.0
R 元	137.9	727	3.3	4.7	12.4	0.5	7.3	4.2	0.4	－	0.0

注1：主食用米については、統計部公表値。
注2：備蓄米については、地域農業再生協議会が把握した面積。
注3：加工用米及び新規需要米については、取組計画認定面積。
注4：新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。
注5：ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。
注6：令和元年産については令和元年10月15日現在の数値。

米の流通の状況(平成16～29年産米)

【生産段階】														(単位:万トン)	
年産	生産量		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗		
H 16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%	
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%	
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%	
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%	
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%	
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%	
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%	
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%	
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%	
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%	
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%	
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%	
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%	
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%	

【出荷・販売段階】																(単位:万トン)	
年産	出荷・販売		農協						全集連系業者						生産者 直接販売等		
			販売委託		直販		販売委託		直販								
H 16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%	
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%	
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%	
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%	
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%	
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%	
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%	
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%	
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%	
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%	
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%	
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%	
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%	
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%	

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

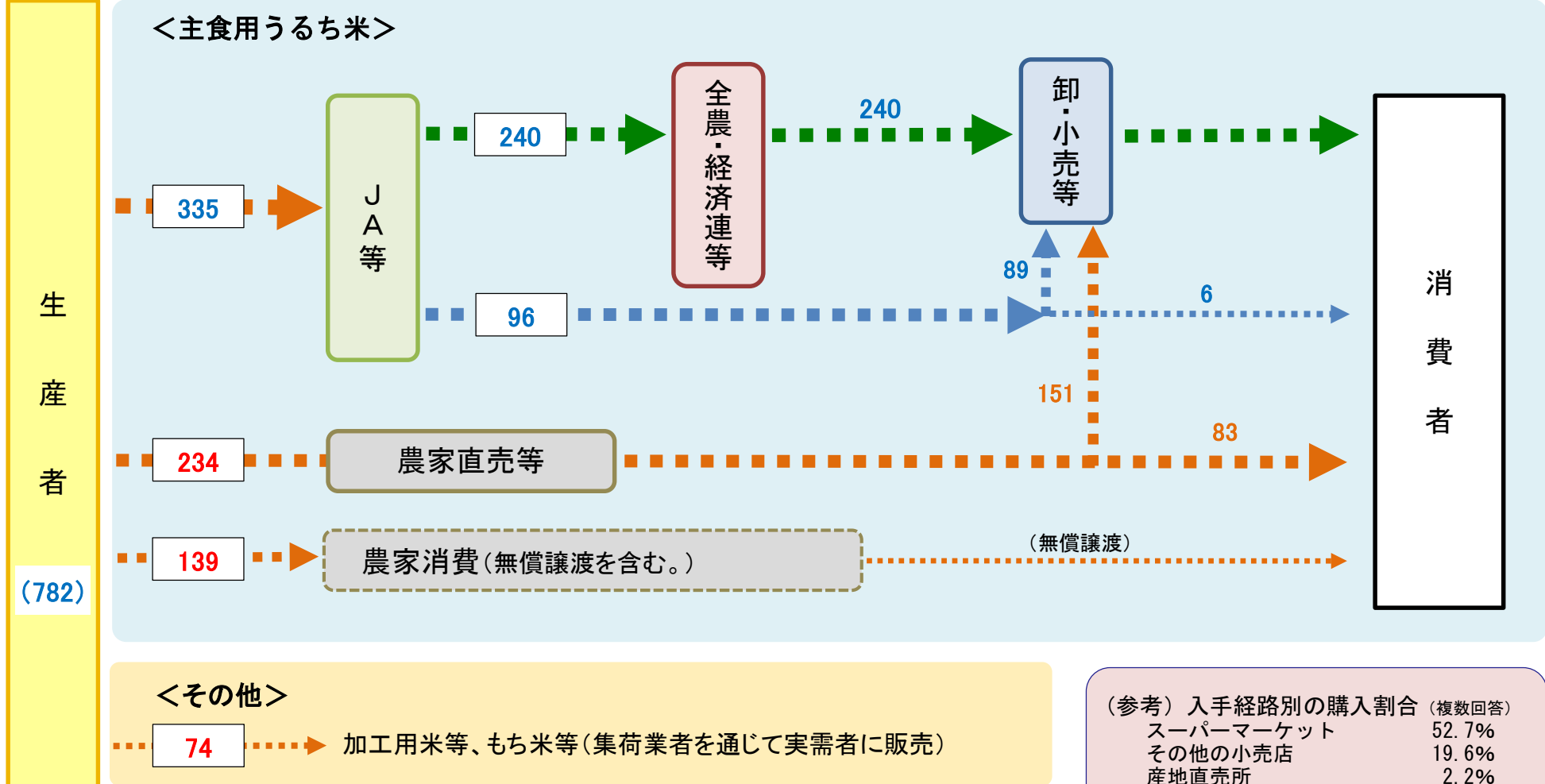
注：1）平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稲を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産から推計手法を変更している。

2）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。

3）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

米の流通経路別流通量の状況

(単位: 万トン(平成29年産米))



資料: 農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

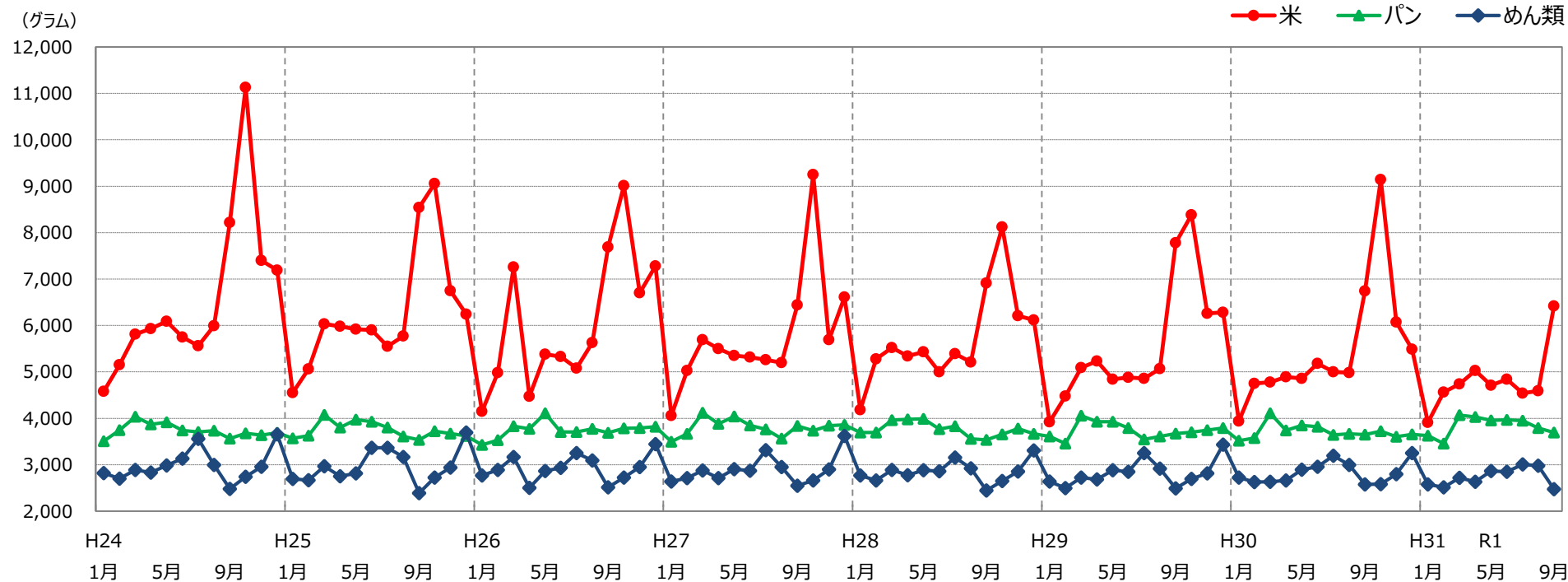
注1: JA等には、全集連系を含む(JA等への出荷量335万トンのうち20万トンが全集連系)。
注2: 「卸・小売等」には、中食・外食事業者及び加工事業者等を含む。
注3: ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)

スーパーマーケット	52.7%
その他の小売店	19.6%
産地直売所	2.2%
インターネット	9.8%
生産者から直接購入	6.0%
無償譲渡	14.8%

※ 米穀安定供給確保支援機構調べをもとに農林水産省で算出(平成30年4月から平成31年3月の年平均)

家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



(グラム)

		年間							月間								
		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月
米	購入数量	78,780	75,170	73,050	69,510	68,740	67,070	65,820	3,910	4,560	4,740	5,030	4,710	4,840	4,540	4,590	6,420
	前年比	97.8%	95.4%	97.2%	95.2%	98.9%	97.6%	98.1%	99.2%	96.0%	99.2%	102.9%	96.9%	93.4%	90.8%	92.2%	95.3%
パン	購入数量	44,808	44,927	44,926	45,676	45,099	44,829	44,534	3,625	3,453	4,066	4,030	3,953	3,969	3,949	3,792	3,693
	前年比	99.0%	100.3%	100.0%	101.7%	98.7%	99.4%	99.3%	103.1%	96.6%	99.0%	107.8%	102.7%	103.9%	108.4%	103.5%	101.3%
めん類	購入数量	35,819	35,560	35,176	34,753	34,192	33,878	33,890	2,577	2,513	2,720	2,635	2,865	2,846	3,005	2,981	2,475
	前年比	97.0%	99.3%	98.9%	98.8%	98.4%	99.1%	100.0%	94.7%	95.7%	103.3%	98.9%	99.0%	96.2%	94.1%	99.5%	96.2%

資料：総務省「家計調査」
(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2) 平成24年から平成30年については年間の購入数量・対前年比、平成31年1月以降は月間の購入数量・対前年同月比である。(注3) 米は精米ベースである。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料		米		パン		めん類		スパゲッティ		カップめん		菓子類		調理食品		外食		ハンバーガー	
		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比
平成24年	879,402	+0.8	28,731	+4.8	28,282	▲0.1	17,563	▲3.7	1,255	▲2.3	3,358	▲3.2	77,779	+1.3	104,615	+2.6	157,668	+2.0	4,315	▲4.1
25年	895,860	+1.9	28,093	▲2.2	27,974	▲1.1	17,170	▲2.2	1,193	▲4.9	3,313	▲1.3	78,948	+1.5	105,033	+0.4	165,246	+4.8	4,170	▲3.4
26年	913,261	+1.9	25,108	▲10.6	29,210	+4.4	17,295	+0.7	1,206	+1.1	3,430	+3.5	80,127	+1.5	108,066	+2.9	166,737	+0.9	3,712	▲11.0
27年	937,712	+2.7	22,981	▲8.5	30,507	+4.4	17,747	+2.6	1,234	+2.3	3,745	+9.2	83,027	+3.6	112,625	+4.2	169,626	+1.7	3,250	▲12.4
28年	947,618	+1.1	23,522	+2.4	30,294	▲0.7	17,606	▲0.8	1,202	▲2.6	4,061	+8.4	83,472	+0.5	118,296	+5.0	168,067	▲0.9	3,583	+10.2
29年	946,438	▲0.1	23,681	+0.7	29,957	▲1.1	17,300	▲1.7	1,146	▲4.7	4,077	+0.4	83,087	▲0.5	120,000	+1.4	168,646	+0.3	3,748	+4.6
30年	952,170	+0.6	24,314	+2.7	30,554	+2.0	17,368	+0.4	1,166	+1.7	4,282	+5.0	83,916	+1.0	122,930	+2.4	171,571	+1.7	4,099	+9.4
31年1月	75,783	▲1.4	1,490	▲2.3	2,534	+2.7	1,297	▲2.6	93	+5.7	375	+1.9	6,873	+1.8	9,978	+0.1	14,757	▲1.9	387	+6.0
2月	71,507	▲0.3	1,671	▲5.4	2,551	+6.9	1,264	▲0.2	98	+3.2	373	+4.5	6,975	+2.9	9,314	▲0.1	12,475	+4.9	333	+12.1
3月	80,302	+1.3	1,833	+0.9	2,898	+5.7	1,430	+6.2	112	+7.7	438	+16.8	8,090	+5.8	10,188	+2.0	15,490	+3.3	446	+30.8
4月	77,463	+2.6	1,877	▲0.8	2,861	+9.1	1,392	+1.1	106	▲0.9	391	+15.3	7,010	+6.4	10,107	+6.6	14,562	+6.3	353	+23.0
令和元年5月	81,049	+3.7	1,785	▲5.7	2,773	+6.3	1,493	+3.0	97	+1.0	352	+8.0	7,269	+7.2	10,319	+5.8	15,937	+9.7	350	+12.9
6月	77,452	+2.4	1,801	▲8.0	2,646	+5.8	1,559	▲1.5	96	+3.2	334	+6.7	6,542	+4.5	9,875	+6.4	13,814	+4.2	354	+21.6
7月	79,879	+0.6	1,713	▲10.6	2,701	+11.1	1,696	▲2.7	95	+8.0	348	+10.1	7,071	+4.3	11,218	+3.9	14,300	+2.8	379	+6.2
8月	85,996	+1.7	1,756	▲8.5	2,657	+8.1	1,656	+2.5	94	▲2.1	379	+14.2	8,259	+4.3	11,421	+4.5	17,309	+2.7	446	+2.3
9月	79,894	+4.4	2,335	▲0.3	2,552	+1.1	1,339	▲2.0	94	▲7.8	399	+0.8	6,631	+4.9	10,417	+7.9	14,252	+5.6	414	+15.0

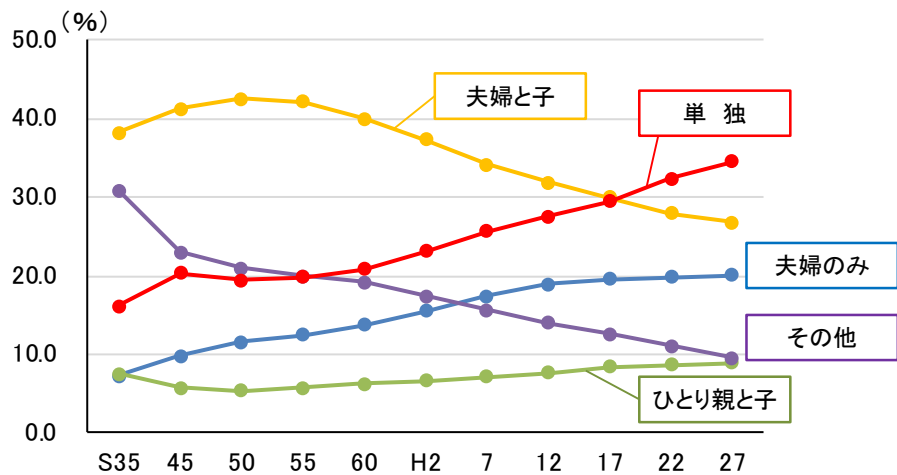
資料：総務省「家計調査」

(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2)平成24年から平成30年については年間の支出金額・対前年比、平成31年1月以降は月間の支出金額・対前年同月比である。(注3)パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

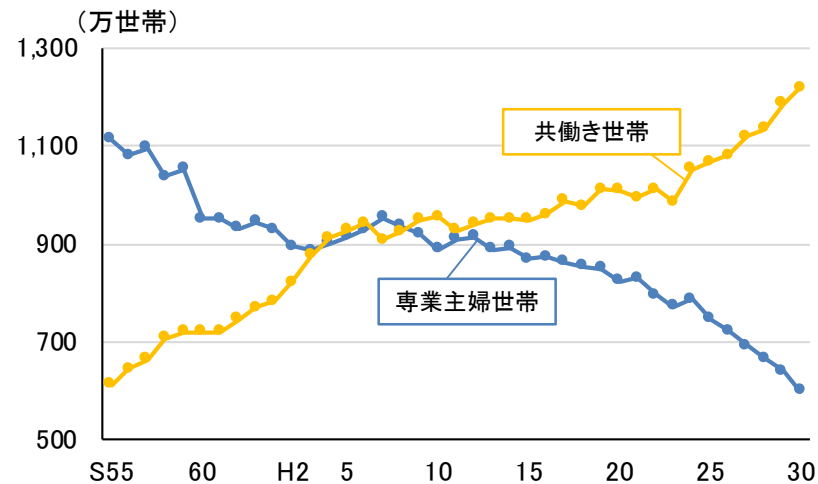
○ 世帯構成の変化（単身世帯の増加）、女性の社会進出（共働き世帯の増加）等の社会構造の変化により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が年々低下する一方で、中食・外食の占める割合は年々増加傾向にある。

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



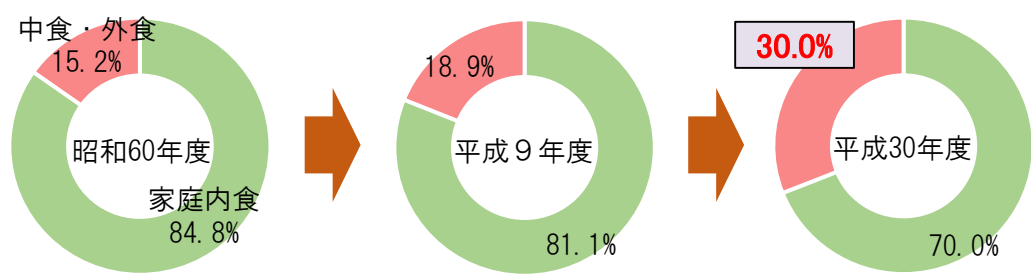
資料：国立社会保障・人口問題研究所「家族類型別世帯数および割合」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



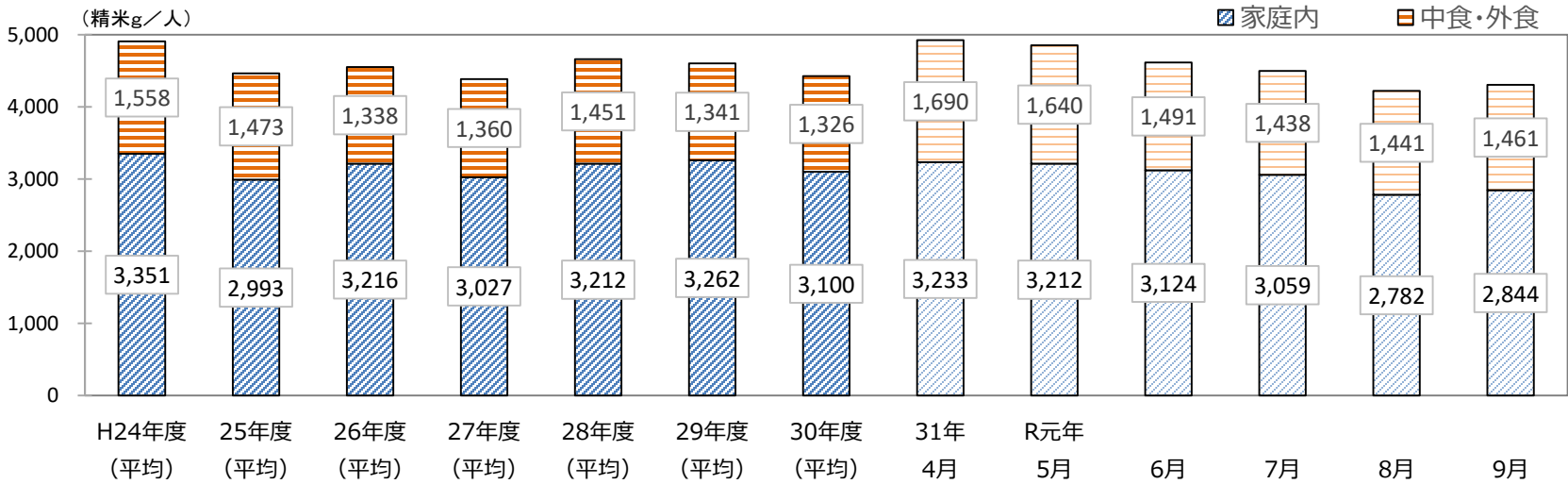
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）】



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向 ①(1人1ヶ月当たり精米消費量の推移)(米穀機構による調査)



	精米消費量					内訳比率					前年同月比				
	合計	家庭内		中・外食		合計	家庭内		中・外食		合計	家庭内		中・外食	
		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食
平成24年度	4,909	3,351	1,558	900	658	100.0	68.3	31.7	18.3	13.4	1.4	4.4	▲ 4.4	▲ 3.1	▲ 6.1
25年度	4,466	2,993	1,473	846	627	100.0	67.0	33.0	18.9	14.0	▲ 9.0	▲ 10.7	▲ 5.5	▲ 6.0	▲ 4.7
26年度	4,554	3,216	1,338	758	580	100.0	70.6	29.4	16.6	12.7	2.0	7.5	▲ 9.2	▲ 10.4	▲ 7.5
27年度	4,386	3,027	1,360	793	567	100.0	69.0	31.0	18.1	12.9	▲ 3.7	▲ 5.9	1.6	4.6	▲ 2.2
28年度	4,663	3,212	1,451	852	599	100.0	68.9	31.1	18.3	12.8	6.3	6.1	6.7	7.4	5.6
29年度	4,603	3,262	1,341	777	564	100.0	70.9	29.1	16.9	12.3	▲ 1.3	1.6	▲ 7.6	▲ 8.8	▲ 5.8
30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲ 3.8	▲ 5.0	▲ 1.1	0.6	▲ 3.5
平成31年 4月	4,923	3,233	1,690	979	710	100.0	65.7	34.3	19.9	14.4	1.9	▲ 4.4	16.9	13.4	21.8
令和元年 5月	4,851	3,212	1,640	968	672	100.0	66.2	33.8	20.0	13.9	5.6	0.6	17.1	15.0	20.4
6月	4,615	3,124	1,491	866	624	100.0	67.7	32.3	18.8	13.5	1.1	▲ 2.6	9.6	5.4	16.0
7月	4,497	3,059	1,438	835	603	100.0	68.0	32.0	18.6	13.4	3.9	1.4	9.9	6.0	15.7
8月	4,223	2,782	1,441	822	619	100.0	65.9	34.1	19.5	14.7	0.9	▲ 4.5	13.1	11.7	15.1
9月	4,305	2,844	1,461	842	620	100.0	66.1	33.9	19.6	14.4	0.3	▲ 6.4	16.6	15.8	17.9

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
注：1 平成24～30年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。
2 調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。
3 家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。
4 集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成22年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。
5 四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向 ②(精米購入時の動向)

【入手経路（複数回答）】

単位：％

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月
デパート	0.7	1.2	1.8	1.5	1.4	1.4	1.2	1.5	0.9	0.8	0.6	1.3
スーパーマーケット	47.4	48.7	48.1	49.7	49.4	52.7	50.2	50.8	50.4	51.2	50.6	51.1
ドラッグストア	3.8	4.1	3.7	3.7	4.3	4.8	6.0	6.8	5.9	6.1	6.3	5.3
ディスカウントストア	2.8	2.4	2.5	2.8	3.1	2.8	3.6	2.5	3.8	3.0	3.1	3.3
コンビニエンスストア	0.3	0.2	0.2	0.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.3	0.2	0.1	0.6
生協(店舗・共同購入含む)	7.1	8.2	7.8	8.1	6.9	6.5	6.5	6.1	6.5	6.1	4.4	6.2
農協(店舗・共同購入含む)	1.6	1.5	1.0	1.5	1.6	1.2	1.8	1.5	1.3	1.2	1.1	1.7
米穀専門店	3.8	3.5	3.7	2.7	2.8	2.7	3.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.6
産地直売所	1.8	2.0	1.5	1.8	2.0	2.2	1.7	1.3	1.1	0.7	0.9	0.9
生産者から直接購入	6.8	6.7	5.2	6.2	7.1	6.0	6.2	6.8	7.2	5.9	5.8	6.2
インターネットショップ	10.0	8.7	9.7	9.6	10.0	9.8	6.1	8.3	7.4	7.3	9.5	7.7
家族・知人などから無償で入手	20.8	19.5	20.3	17.2	16.2	14.8	15.4	16.2	16.6	18.5	21.1	19.0
その他	1.6	2.6	2.6	3.2	2.5	2.3	4.8	2.7	3.1	2.7	1.7	1.9

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
（注）平成25～30年度は各年4月から翌年3月までの平均値。

米の消費動向 ③(精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量)

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】

(円/kg)

	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンスストア	生協 (店舗・共同購入含む)	農協 (店舗・共同購入含む)	米穀専門店	産地直売所	生産者から直接購入	インターネットショップ	有効調査世帯数
平成31年4月	632	396	355	313	※330	391	445	454	424	360	471	2,087
令和元年5月	639	383	335	387	※802	414	441	495	430	372	466	1,929
6月	※742	407	363	321	※523	386	456	535	434	370	474	1,829
7月	※852	393	347	334	※996	392	475	408	※415	335	529	1,738
8月	※525	388	337	346	※500	458	438	484	※374	423	474	1,650
9月	464	390	368	316	※475	386	495	513	※402	331	455	1,579

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。

(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。

(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

(kg/世帯、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
平成26年度	月末在庫数量	6.8	6.8	6.5	6.3	6.5	6.8	7.3	7.5	7.8	7.1	6.8	6.6	6.9	3.0
	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	－
27年度	月末在庫数量	6.0	6.2	6.2	6.3	6.4	6.6	6.9	7.1	7.3	7.1	6.8	6.6	6.6	▲4.3
	平均世帯人員	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.41	2.41	2.40	2.41	2.41	2.41	2.40	－
28年度	月末在庫数量	6.5	6.4	6.2	6.2	6.2	6.2	6.7	7.0	7.7	7.5	6.7	6.6	6.7	1.5
	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	－
29年度	月末在庫数量	6.1	6.2	5.9	6.0	6.0	6.1	6.7	6.8	7.0	6.9	6.4	6.4	6.4	▲4.5
	平均世帯人員	2.33	2.32	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
30年度	月末在庫数量	6.4	6.3	6.0	5.8	6.1	6.5	6.6	6.9	7.2	6.6	6.4	6.4	6.4	0.0
	平均世帯人員	2.32	2.32	2.32	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
令和元年度	月末在庫数量	6.0	6.2	5.9	5.7	6.0	6.2							6.0	▲6.3
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33							2.33	－

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が平成26～28年度はH22国勢調査、平成29～令和元年度はH27国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトバック集計を実施した上で集計した。

(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。
四半期ごとに継続的に調査。

- アンケート回答数 46組合員
- 調査期間 令和元年10月21日(月)～令和元年11月12日(火)

1. 現在(令和元年10月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
	100.0%	17.4%	15.2%	28.3%	30.4%	8.7%
<仕向先別>						
(小売店向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
大手スーパー	100.0%	6.7%	23.3%	33.3%	26.7%	10.0%
中小スーパー	100.0%	9.3%	11.6%	39.5%	27.9%	11.6%
米穀専門店	100.0%	2.4%	2.4%	35.7%	33.3%	26.2%
その他	100.0%	14.3%	5.7%	40.0%	22.9%	17.1%
(外食産業向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
外食向け	100.0%	2.4%	9.8%	46.3%	29.3%	12.2%
中食向け	100.0%	2.3%	18.2%	56.8%	15.9%	6.8%
給食向け	100.0%	7.0%	0.0%	79.1%	4.7%	9.3%

2. 米販売の動き: 過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和元年7月)と比較した令和元年10月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	8.7%	26.1%	28.3%	17.4%	19.6%	46.7

(参考) 前回調査 平成31年4月と比較した令和元年7月の動き

100.0%	6.6%	18.0%	36.1%	24.6%	14.8%	44.3
--------	------	-------	-------	-------	-------	------

(2) 令和元年10月から3ヶ月後(令和2年1月頃)の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	0.0%	13.0%	34.8%	41.3%	10.9%	37.5

(参考) 前回調査 令和元年7月から3ヶ月後(令和元年10月頃)の見通し

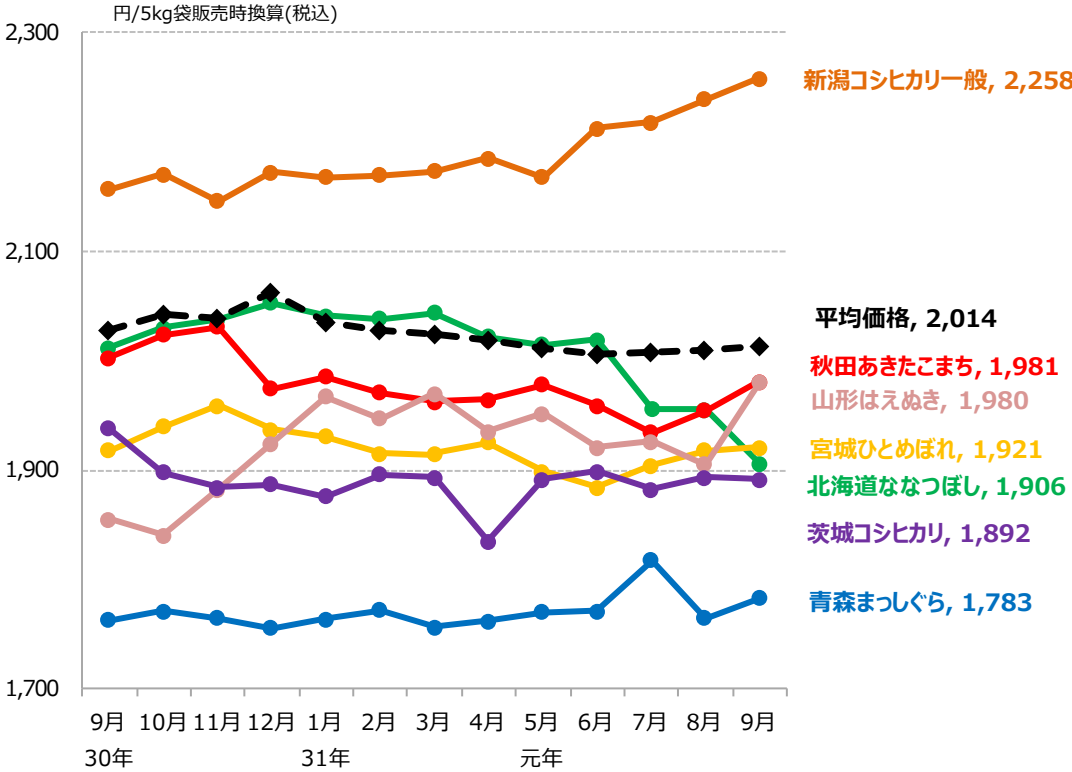
100.0%	1.6%	24.6%	44.3%	27.9%	1.6%	49.2
--------	------	-------	-------	-------	------	------

* 1. 赤字は、最頻値及びDI値。
2. DI(diffusion index)の算出方法: 内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0～1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

小売価格の推移（POSデータ）

円/5kg袋販売時換算(税込)								
	北海道 ななつぼし	青森 まっしぐら	宮城 ひとめぼれ	秋田 あきたこまち	山形 はえぬき	茨城 コシヒカリ	新潟 コシヒカリ一般	全POS取引 平均価格
平成30年9月	2,012	1,763	1,918	2,003	1,855	1,938	2,157	2,029
10月	2,030	1,771	1,940	2,024	1,841	1,898	2,171	2,042
11月	2,037	1,765	1,959	2,031	1,883	1,884	2,146	2,039
12月	2,053	1,755	1,937	1,974	1,924	1,887	2,173	2,063
平成31年1月	2,041	1,764	1,931	1,986	1,967	1,876	2,168	2,035
2月	2,038	1,772	1,915	1,971	1,948	1,896	2,170	2,027
3月	2,044	1,757	1,915	1,963	1,970	1,894	2,174	2,024
4月	2,022	1,762	1,926	1,965	1,936	1,835	2,186	2,019
令和元年5月	2,015	1,770	1,899	1,978	1,952	1,892	2,168	2,011
6月	2,019	1,771	1,884	1,959	1,921	1,899	2,213	2,006
7月	1,955	1,818	1,904	1,935	1,927	1,883	2,219	2,007
8月	1,956	1,765	1,918	1,955	1,905	1,894	2,239	2,010
9月	1,906	1,783	1,921	1,981	1,980	1,892	2,258	2,014
対前月比	▲ 2.6%	+ 1.0%	+ 0.2%	+ 1.3%	+ 3.9%	▲ 0.1%	+ 0.8%	+ 0.2%
対前年同月比	▲ 5.3%	+ 1.1%	+ 0.2%	▲ 1.1%	+ 6.7%	▲ 2.4%	+ 4.7%	▲ 0.7%



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成

- (注1) (株) KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,031店舗のスーパー、生協等から購入したデータに基づくものである。
- (注2) POSデータは、データ提供企業から遅れて報告されるものもあるため、時点によって集計結果に若干のずれが生じることがあり、今後、修正されることもある。
- (注3) POSデータの提供店舗数は、変動があることに留意が必要である。
- (注4) 全POS取引平均価格は、POSデータで把握できる 全ての精米の販売について 5 kg袋販売時に換算した上で加重平均を行った価格である。
- (注5) 価格に含む消費税は8%である。

(参考) 茶わん1杯のお米の値段

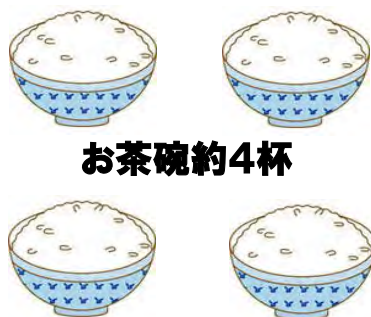
○ ご飯は経済的な食べ物

- 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、2,014円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約26円** となります。※

※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり2,014円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和元年9月))で算出。



=

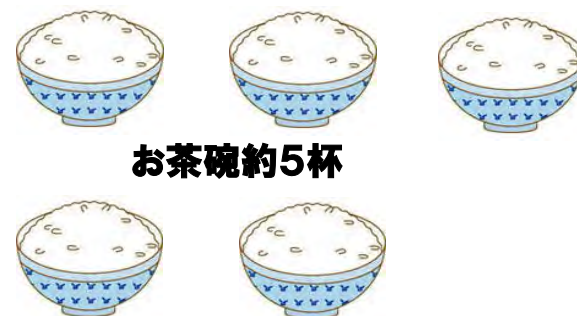


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)93円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)30年度平均価格)

缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数(平成18～30年)

- ・ 都道府県全体では、一貫して農家数は減少（平成18年 1,369千戸→30年 790千戸）。
- ・ 北海道では10ha以上作付している農家が1/3を占め、全体に占める割合も倍増（平成18年 16.7%→30年 32.8%）。都府県では1ha未満農家数が2/3を占めるものの、5ha以上作付している農家の数・割合が増加しており（平成18年 21千戸（1.6%）→30年 32千戸（4.1%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成18年	18	4	4	6	3	1,351	987	250	59	34	21
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	(100.0)	(73.1)	(18.5)	(4.4)	(2.5)	(1.6)
19年	18	4	4	6	4	1,308	943	246	60	37	22
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(22.2)	(100.0)	(72.1)	(18.8)	(4.6)	(2.8)	(1.7)
20年	17	4	4	5	4	1,259	904	231	63	37	24
	(100.0)	(23.5)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.3)	(5.0)	(2.9)	(1.9)
21年	17	3	4	5	4	1,225	880	226	59	35	24
	(100.0)	(17.6)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.4)	(4.8)	(2.9)	(2.0)
22年	16	4	3	5	4	1,144	843	190	54	35	22
	(100.0)	(25.0)	(18.8)	(31.3)	(25.0)	(100.0)	(73.7)	(16.6)	(4.7)	(3.1)	(1.9)
23年	17	5	3	5	4	1,141	827	194	53	37	29
	(100.0)	(29.4)	(17.6)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(72.5)	(17.0)	(4.6)	(3.2)	(2.5)
24年	15	4	3	5	4	1,042	763	174	48	33	24
	(100.0)	(26.7)	(20.0)	(33.3)	(26.7)	(100.0)	(73.2)	(16.7)	(4.6)	(3.2)	(2.3)
25年	14	3	3	4	3	1,013	732	171	50	34	26
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(20.0)	(100.0)	(72.3)	(16.9)	(4.9)	(3.4)	(2.6)
26年	14	3	3	4	4	982	702	170	50	33	27
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(26.7)	(100.0)	(69.3)	(16.8)	(4.9)	(3.3)	(2.7)
27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
	(100.0)	(23.1)	(15.6)	(31.4)	(29.9)	(100.0)	(70.3)	(16.9)	(5.3)	(3.8)	(3.7)
28年	12	3	2	4	4	859	593	153	50	33	30
	(100.0)	(25.0)	(17.5)	(29.2)	(35.0)	(100.0)	(69.0)	(17.8)	(5.8)	(3.8)	(3.5)
29年	12	3	2	4	4	805	551	143	47	33	31
	(100.0)	(23.3)	(17.5)	(33.3)	(33.3)	(100.0)	(68.4)	(17.8)	(5.8)	(4.1)	(3.9)
30年	13	3	2	4	4	777	527	140	45	33	32
	(100.0)	(23.4)	(16.4)	(27.3)	(32.8)	(100.0)	(67.8)	(18.0)	(5.8)	(4.2)	(4.1)

注：平成22、27年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

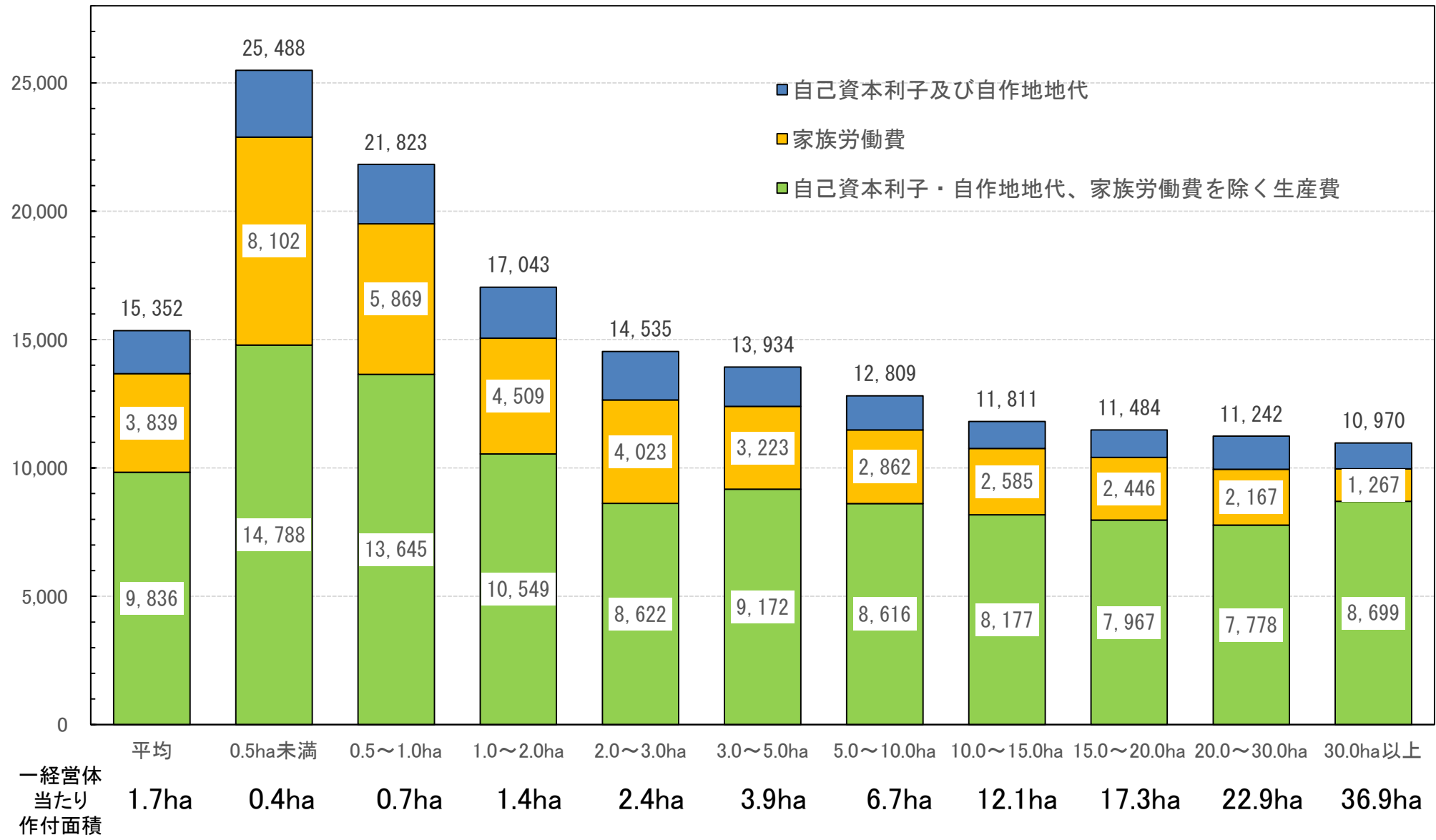
（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段(農家数)：千戸
下段(割合)：%

米の作付規模別60kg当たり生産費（平成30年産）

(円/60kg)



出典：平成30年産農産物生産費（第1報）

※水田活用の直接支払交付金の支援対象面積

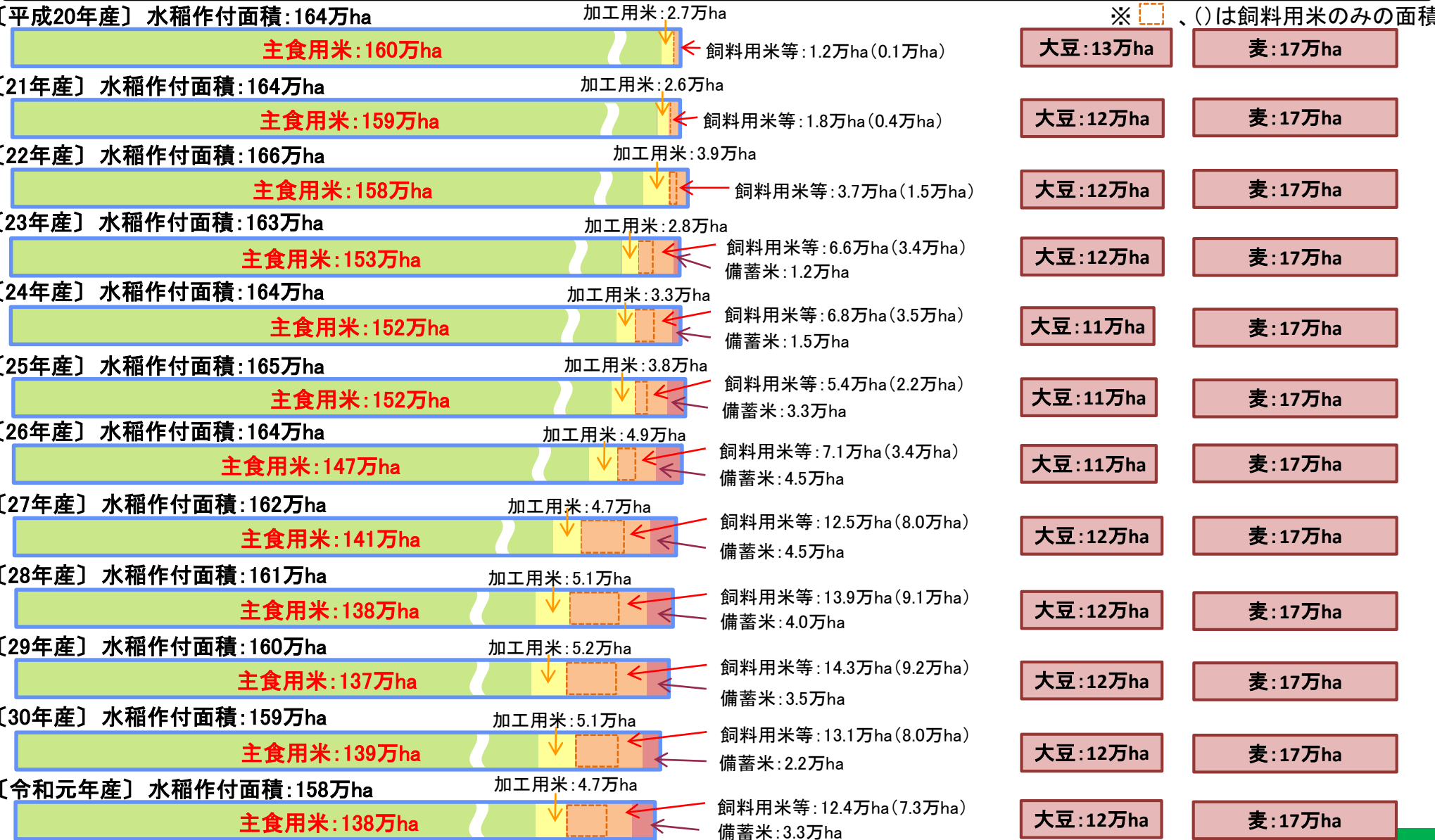
作物別作付面積(二毛作※含む延べ面積)

対象作物		作付面積(万ha)
水稻作付面積		159.2
	主食用米	138.6
	加工用米	5.1
	米粉用米	0.5
	飼料用米	8.0
	WCS用稲	4.3
	備蓄米	2.2
	輸出用米等	0.4
麦		17.1
大豆		11.8
飼料作物(飼料用米・WCS用稲を除く)		10.3
そば・なたね		3.9
その他(野菜、不作付地等)		39.4
田本地面積		227.3

注1: 田本地面積、水稻作付面積、麦、大豆、そばは「耕地及び作付面積統計」
注2: 主食用米は「作物統計」
注3: 加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、備蓄米、輸出用米等は「新規需要米の用途別取組状況」
注4: 飼料作物、なたねは「水田活用の直接支払交付金支払い実績」
注5: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

水田の利用状況の推移

○ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取組を進めることで、水田がフルに活用され、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。



※ 水稲、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等:「新規需要米の取組計画認定状況」、備蓄米:穀物課調べ

全国の需給調整の取組状況の推移(平成16年産～29年産)

年産	生産数量目標 ① 万トン	主食用米 生産量 ② 万トン	超過数量 ②－① 万トン	①を面積換算 したもの ③ 万ha	主食用米 作付面積 ④ 万ha	超過作付面積 ④－③ 万ha	作況 指数 ⑤
H 16	857	860	2	163.3	165.8	2.5	98
17	851	893	42	161.5	165.2	3.7	101
18	833	840	7	157.5	164.3	6.8	96
19	828	854	26	156.6	163.7	7.1	99
20	815	866	51	154.2	159.6	5.4	102
21	815	831	16	154.3	159.2	4.9	98
22	813	824	11	153.9	158.0	4.1	98
23	795	813	19	150.4	152.6	2.2	101
24	793	821	28	150.0	152.4	2.4	102
25	791	818	27	149.5	152.2	2.7	102
26	765	788	23	144.6	147.4	2.8	101
27	751	744	▲7	141.9	140.6	▲ 1.3	100
28	743	750	7	140.3	138.1	▲ 2.2	103
29	735	731	▲4	138.7	137.0	▲ 1.7	100

注 1：②の主食用米生産量（19年産以前）は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米等の出荷実績数量を控除した数値。
2：④の主食用米作付面積（19年産以前）は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米等の作付面積を控除した数値。
3：②、④及び⑤の20年産から29年産の数値は、それぞれ統計部公表の12月の収穫量（主食用）、主食用作付面積及び作況指数。
4：ラウンドの関係で内訳が一致しない場合がある。

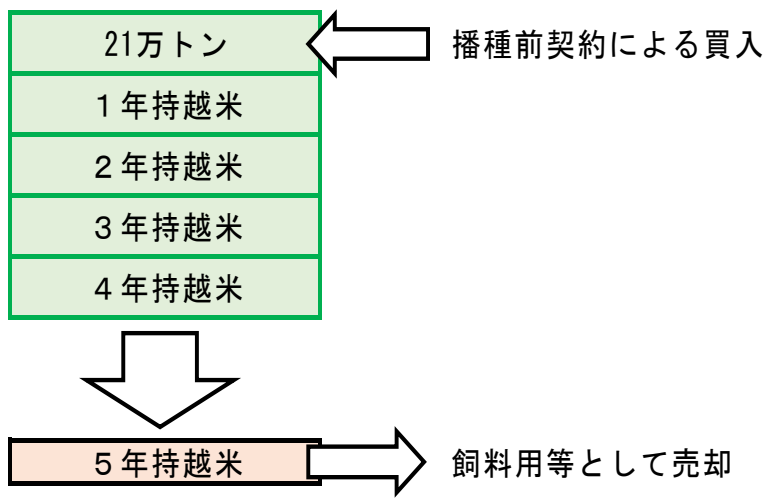
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

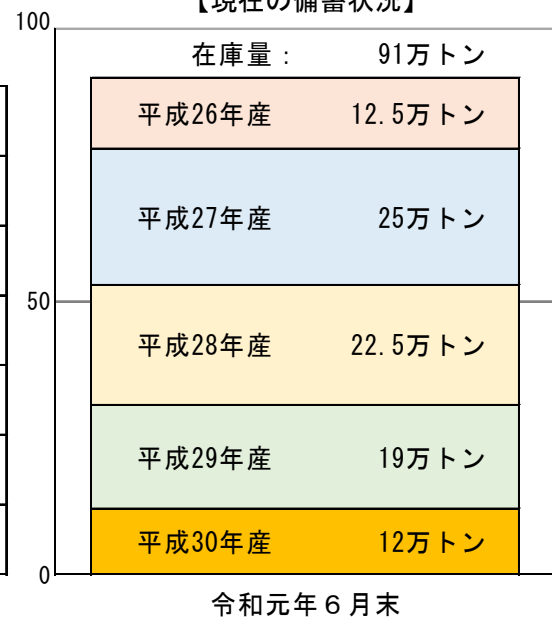


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成25年産	18万トン
平成26年産	25万トン
平成27年産	25万トン
平成28年産	22.5万トン
平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	19万トン

【現在の備蓄状況】



東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄の検討

精米備蓄事業【令和2年度予算概算要求額:29百万】

《背景》

- 東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- 大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《課題》

- 大規模災害への備えとして、一定量の精米のストックが必要
- 大規模災害発生直後に大都市圏で発生が想定される需要増加・精米供給能力の低下に対応する体制の確保が必要

《具体的な実施スキーム》

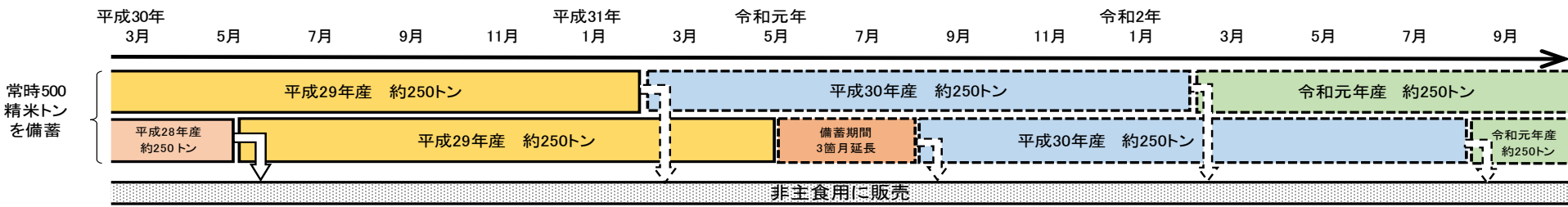
- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施
 - 備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
 - 実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等
- 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売（大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給）

《対応実績》

- 平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを供給

具体的なスケジュール（予定）

- 切り替え時期が半年毎になる様、29年産5月とう精分で備蓄期間を調整（備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.5	16.5	-1.4	2.0
12ヶ月	14.3	7.4	14.0	-1.3	2.1
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

- ※1 食味等分析試験(理化学分析及び食味評価)は、分析機関に委託(食味評価(官能試験)は20名のパネリストにより実施)。
- ※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均(ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く)。
- ※3 備蓄用精米(無洗米)は、温度15℃以下、湿度60～65%(目安)の低温倉庫で保管。
- (参考) ・水分は、農産物規格規程における精米(完全精米・一等)の基準が15.0%以下とされている。
- ・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている(特段の基準はなし)。
- ・無洗米の濁度は、28ppm以下が望ましいとされている(全国無洗米協会の濁度基準による)。
- ・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価(“-1”は「わずかに不良」)。
- ・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 低温倉庫(15℃以下)で保管した場合、18ヶ月経過後の精米でも、食味は大幅には低下しない。

○ 販売(非主食用への販売)の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
H26年 1月	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
H26年 3月	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
H26年 9月	8ヶ月	252			12ヶ月
H27年 2月	13ヶ月	159	1,971	411	7ヶ月
	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
H27年 5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
H27年 10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
H31年 2月	12ヶ月	256	406	180	9ヶ月
R元年 8月	15ヶ月	260	125	31	3ヶ月

⇒ 販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

福島県における県産米の安全・安心確保への取組

- 作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- 福島県では、平成24年産米以降、県全体で全量全袋検査を実施。平成27年産米以降は基準値※超過はない。
- 平成30年3月、県が、通算で5年間基準値超過が出ていない時点を目途にモニタリング(抽出)検査に移行する等の方針を表明。

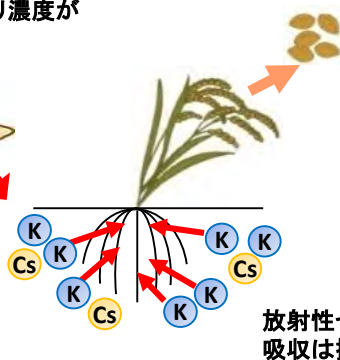
米の全袋検査



カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が
適正な場合

カリ施肥



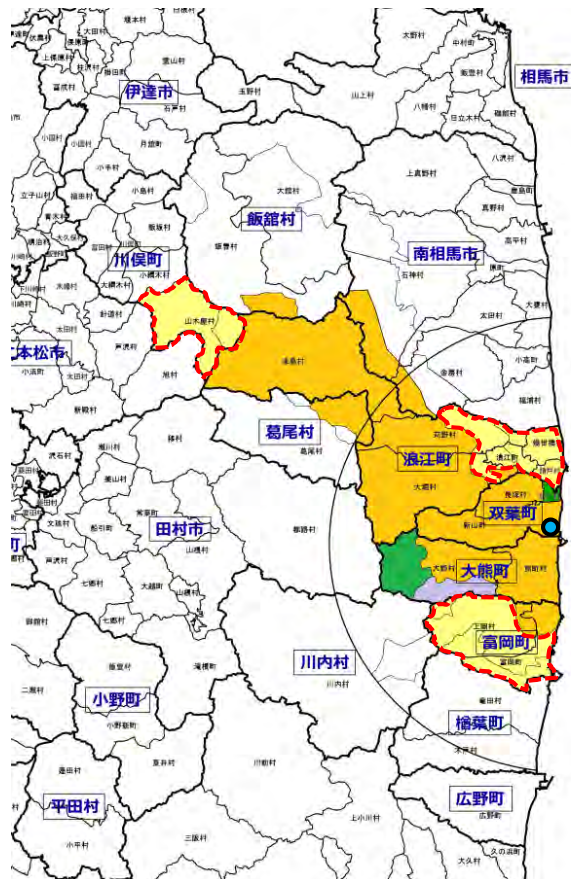
	検査点数	基準値超過点数 ※	基準値超過割合(%) ※
平成25年産	11,006,552	28	0.0003
平成26年産	11,014,971	2	0.00002
平成27年産	10,498,720	0	0
平成28年産	10,266,012	0	0
平成29年産	9,976,620	0	0
平成30年産	9,248,752	0	0
令和元年産	4,079,475	0	0

(出典) ふくしまの恵み安全対策協議会 令和元年10月20日現在

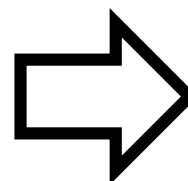
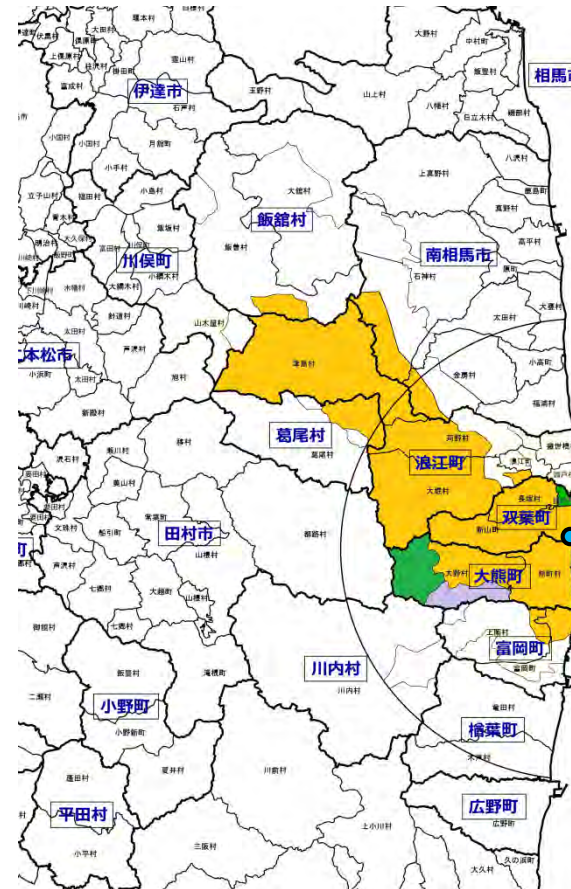
※ 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値としている。

令和元年産米の作付制限等の対象地域（平成30年産との比較）

平成30年産米



令和元年産米



- 作付制限**
作付・営農は不可。
 - 農地保全・試験栽培**
除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
 - 作付再開準備**
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
 - 全量生産出荷管理**
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。
- 福島第一原子力発電所

福島県

拡大

② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定(抜粋)(平成29年12月8日改訂)

(別紙1)

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置(30年産から廃止)とする。

2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払*
田(都府県/道)	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑(都府県/道)	2,000円/1,000円	1,440円/480円
草地(都府県/道)	250円/130円	240円/120円

 ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
 ○ 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
 ○ 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
 なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表(P.37)のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
 - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の5割を交付する(この場合、農業者の拠出は求めない)。
 - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
 (飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
 (飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)
- ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
- ※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(参考)成長戦略フォローアップ
令和元年6月21日閣議決定(抜粋)

Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

i 農業改革の加速

① 生産現場の強化

ウ)米政策改革

- ・ **農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。**
- ・ **米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。**

基本計画本文(米関係抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進する。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進する。

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

食料自給率目標

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

品 目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・1年当たり消 費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成 2 5 年度	平成 3 7 年度	
	平成 2 5 年度	平成 3 7 年度	平成 2 5 年度	平成 3 7 年度			
米 〔米粉用米、 飼料用米を 除く〕	57	53	857	761	859	752	○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応 ○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発 ○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
飼料用米	－	－	11	110	11	110	○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減

注: 国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口(平成25年度 1億2,730万人、平成37年度(推計) 1億2,066万人)を乗じ、これに減耗量(米ぬかなど)等を加えたものである。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位: kg)		(単位: 万ha)		(単位: %)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	530	540	160	139	96	97
米粉用米	512	580	0.4	1.7		
飼料用米	511	759	2.2	14		

注: 平成25年度の米(米粉用米・飼料用米を除く)の10a当たり収量は、作物統計における水稻(米粉用米を含み、飼料用米を除く)の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成25年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

主食用米の需要に応じた生産・販売

主食用米の需要に応じた生産・販売

ー需給や価格を安定させるためには、「産地と実需者との間での安定取引の拡大」が重要ですー

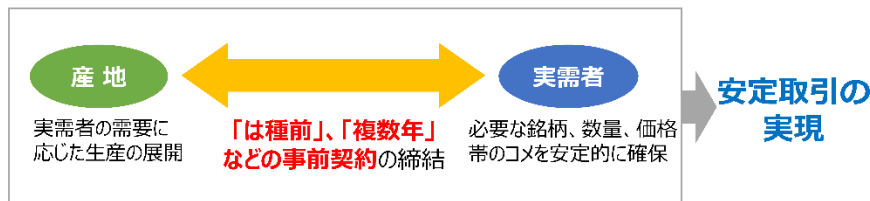
需要に基づかない生産にはリスクが伴います

需給緩和局面において、需要に基づかない生産が産地で行われていた場合、行き場の決まっていないコメは値下げ販売を余儀なくされるほか、他の産地の販売動向にも影響を与えてしまいます。

そうならないために

事前契約による安定取引の拡大が重要です

産地は、「は種前」、「複数年」などの事前契約に取り組むことによって需要を的確に捉えることができるほか、価格の安定化にもつながることができます。



安定取引の実現のためには、**は種前に価格もセットで事前契約を行うことが重要です！**

事前契約を行うメリット

- 産地**
- 相場変動リスクの回避（需給変動等による価格変動幅を一定程度に収めることができる）
 - 経営の見通しが立てられる（収穫前に販売先、販売量等の見通しが立てられる）
 - 経営の安定化（需給環境に左右されず、安定して販売先を確保できる）

- 実需者**
- 求める品質・価格・量に応じたコメの安定的な仕入ができる
 - 経営の見通しが立てられる（収穫前に仕入コスト等の見通しが立てられる）
 - 経営の安定化（需給環境に左右されず、安定して仕入先を確保できる）

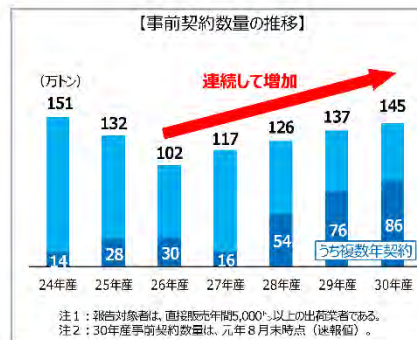
POINT

事前契約は、**全体の需給均衡を図りながら、実需者の需要に応じた生産を行う上で最も効果的な手段**であり、農業者の経営の安定化のためにも産地の主体的な取組拡大が重要です。

事前契約の取組が全国的に拡大しています

全国的にみると、事前契約数量は平成26年産以降から増加傾向にあります。産地別の取組状況には、バラツキがみられます。

産地別の事前契約の取組状況（平成29/30年産）



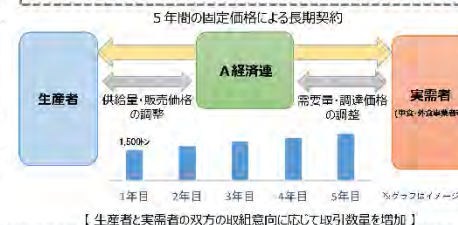
産地	事前契約数量			産地	事前契約数量		
	前年比	②	①		前年比	②	①
北海道	95%	174.6	183.1	滋賀	93%	40.0	43.0
青森	97%	52.4	54.1	京都	89%	7.1	8.0
岩手	101%	92.2	91.3	大阪	-	-	-
宮城	105%	124.5	118.7	兵庫	125%	12.5	10.0
秋田	202%	183.1	90.5	奈良	-	-	-
山形	103%	73.7	71.9	和歌山	-	-	-
福島	99%	49.5	50.2	鳥取	106%	5.7	5.4
茨城	65%	16.0	24.5	島根	98%	34.2	35.0
栃木	113%	73.1	64.8	岡山	-	0.5	-
群馬	100%	0.1	0.1	広島	104%	26.2	25.1
埼玉	112%	9.2	8.2	山口	111%	27.1	24.4
千葉	37%	10.3	27.9	徳島	-	-	0.9
東京	-	-	-	香川	116%	16.4	14.1
神奈川	-	-	-	愛媛	467%	4.2	0.9
山梨	-	-	-	高知	95%	2.0	2.1
長野	119%	32.5	27.4	福岡	100%	33.0	32.9
静岡	76%	1.9	2.5	佐賀	100%	26.2	26.3
新潟	96%	159.9	166.1	長崎	175%	7.0	4.0
富山	112%	51.7	46.1	熊本	108%	17.1	15.8
石川	98%	23.3	23.8	大分	90%	5.3	5.9
福井	122%	8.3	6.8	宮崎	95%	8.2	8.6
岐阜	66%	9.2	13.9	鹿児島	-	-	-
愛知	104%	15.1	14.5	沖縄	-	-	-
三重	101%	20.0	19.8	全国	106%	1,454	1,369

注：30年産事前契約数量は、元年8月末時点（速報値）。

取組事例（中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引）

○ A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、生産者サイドの供給量・販売価格と、実需者サイドの需要量・調達価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している（開始初年度の契約数量は、1,500トン程度）。

○ この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、2年目以降は、双方の取組意向に応じた銘柄や数量にも取り組んでいく考え。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



以上を踏まえ

翌年産以降の自産地の取り組みについて、他の産地に乗り遅れることのないよう事前契約の拡大を今一度検討してみませんか？

<お知らせ>

下記年月に公表した「米に関するマンスリーレポート」では、事前契約についての特集記事を掲載しております。

- ・ 平成30年4月号「事前契約の取組状況について」
- ・ 平成29年2月号「産地別の事前契約及び複数年契約数量の状況」

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援**します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**高収益作物定着促進等助成を新設**し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（40%〔令和7年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「**水田フル活用ビジョン**」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

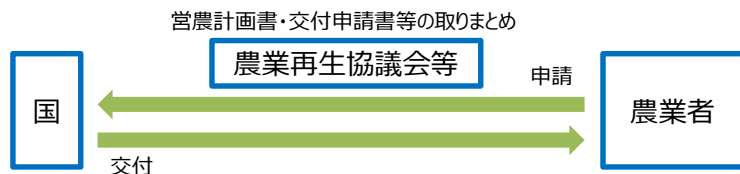
3. 高収益作物定着促進等助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

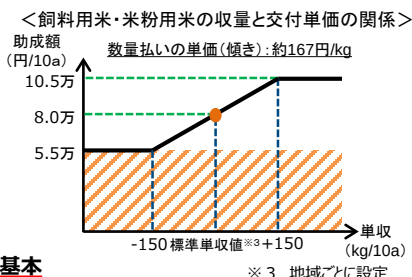
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米※2、米粉用米※2	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a



産地交付金

※1 飼料用とうもろこしを含む ※2 複数年契約を基本

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の多収品種	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算（1.0万円/10a）**
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算（2.0万円/10a）**
主食用米の面積が平成30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※4の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※4 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

高収益作物定着促進等助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
- ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5 その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

○水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

事業の内容・推進体制

(支援イメージ)



計画的・一体的に支援

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

高収益作物への転換

- ① 高収益作物の新たな導入面積に応じて支援（2万円/10a×5年間）
- ② 高収益作物による畑地化の取組を支援（10.5万円/10a・1回限り）
- ③ 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援（1万円/10a）

生産基盤の整備

- ① 基盤整備事業において、当該産地を優先採択・優先配分
- ② 水田の畑地化・汎用化を促進する支援の拡充
（農家負担の軽減（事業費の12.5%を全額国費で交付））等）

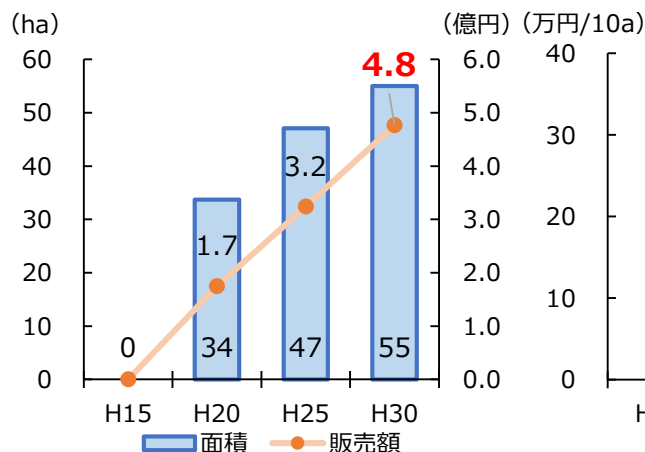
技術や施設・機械の導入

- ① 園芸作物・子実用とうもろこしの本格的な導入に必要な取組を支援
（栽培技術の実証、機械のリース導入、施設の整備等）
- ② 水田で新たに果樹の省力生産を行う際に必要な取組を一体的に支援

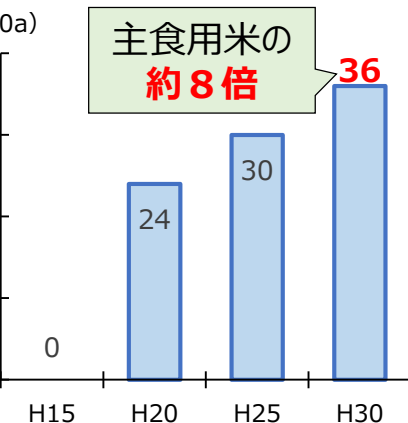
産地の取組事例（山形県最上町・アスパラガス）

- 大冷害を契機に、**稲作依存からの脱却**の機運が向上し、**アスパラガスを水田で栽培**することで、**所得が拡大。雇用も創出**。

面積・販売額推移



10a当たり所得推移



共同選果による
家庭選果の負担軽減

新たな雇用創出
約3万人
(10年間延べ)



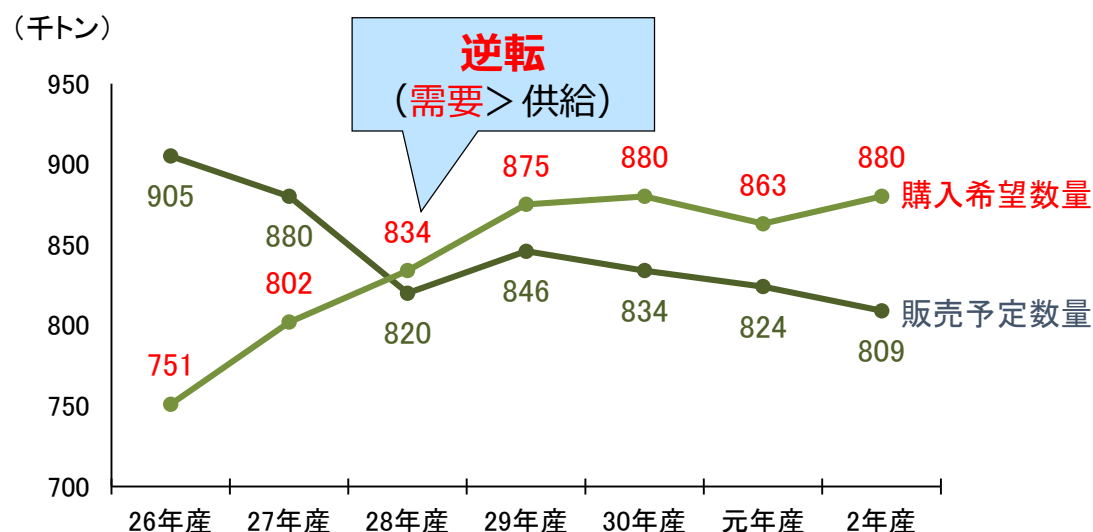
水田の汎用化
(排水性改良)

資料：農林水産省調べ

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、28年産以降、需要が供給を逆転。
- 国産大豆の栽培面積は、一時の減少から反転し、増加傾向。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



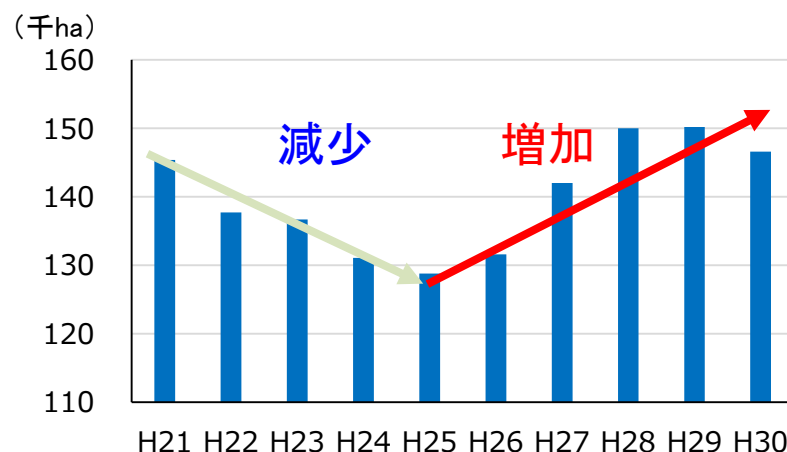
資料: 民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



国産大豆の栽培面積の推移



資料: 作物統計

国産豆類を使った商品事例

通常の豆乳	北海道産大豆 使用豆乳	通常の豆腐	北海道産大豆 使用豆腐
			
280円/1L	1.3倍 350円/1L	96円/個	1.4倍 136円/個

資料: キッコーマンホームページ
注: 価格は希望小売価格

資料: Amazonホームページ

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

※ 集落営農の要件は、２要件（組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ １ ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

※ ２ てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

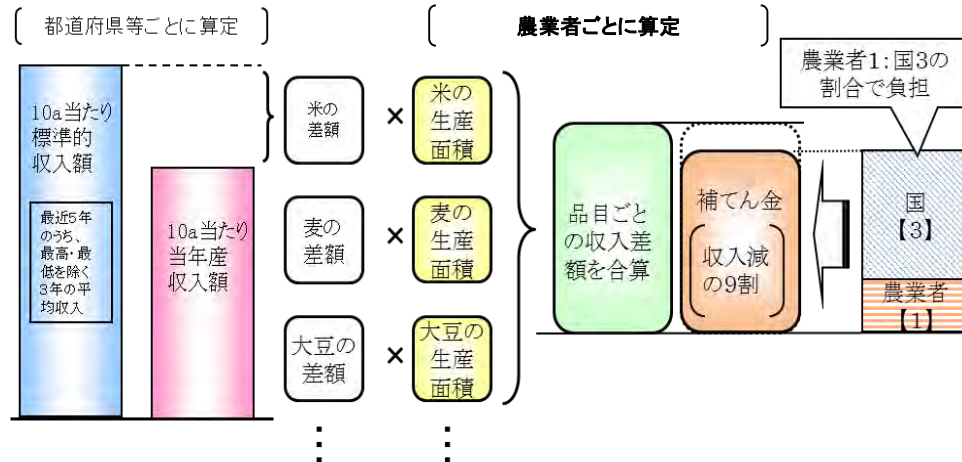
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 収入保険導入（平成31年1月）以降は、農業者は収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

<事業イメージ>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援します。

産地

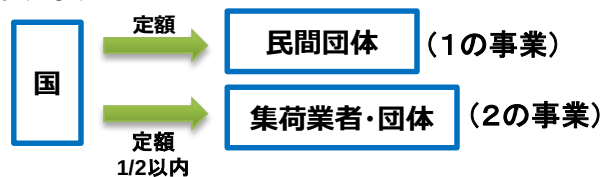
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約や収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

<事業の流れ>



1. 業務用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



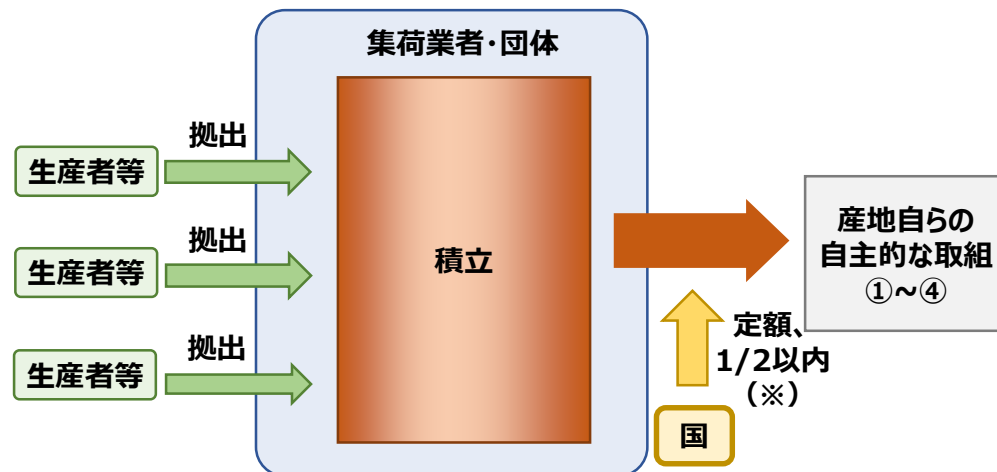
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

主食用米の需給安定の考え方について

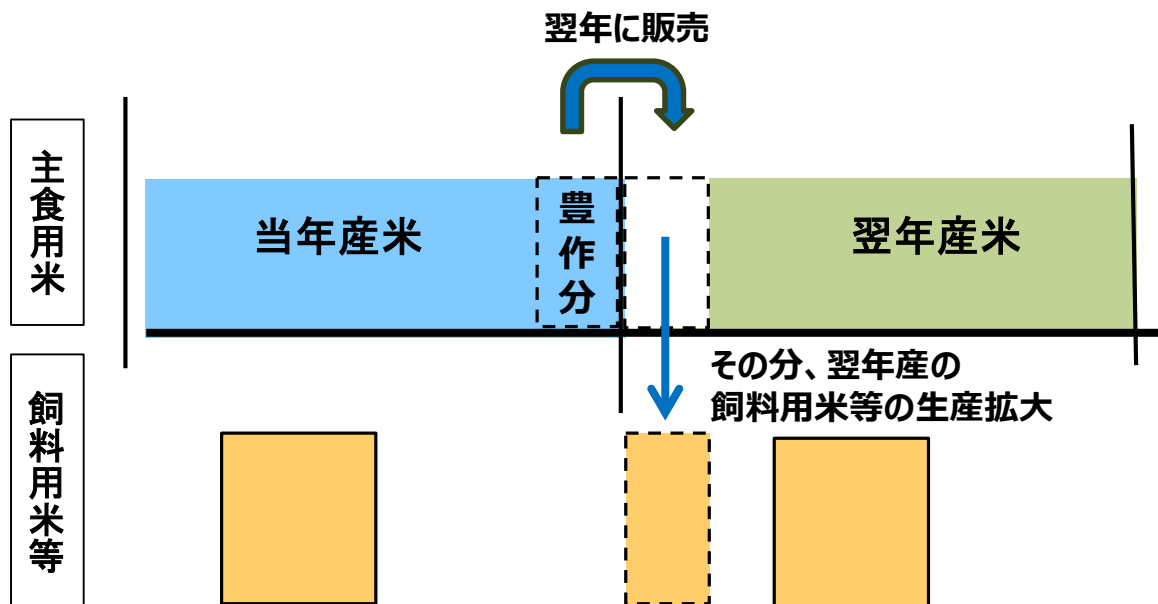
- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。

(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和2年度予算概算要求額 50億円 (50億円))

- 本事業を活用するための体制整備は35道府県の38事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(令和元年度においては23道県の24事業者において活用(申請ベース))

- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。

(水田活用の直接支払交付金：令和2年度予算概算要求額 3,215億円 (3,215億円))



(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR - 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR - 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 - 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR - 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR - JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 - インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR - 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田フル活用ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田フル活用ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組（例：現地確認におけるタブレットの導入） など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等（農林水産省主催）

- 各都道府県が翌年産に向け主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の翌年産に向けた取組について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

会議の概要

【開催時期】

- ・ 1月、4月、12月頃

【主な内容】

- ・ 国からの情報提供
(米の基本指針、中間的作付動向等)
- ・ 各県からの情報提供
(30年産に向けた取組状況についての事例発表)

【参集範囲】

- ・ 各都道府県農業再生協議会
- ・ 全国団体（全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議、全米販等）

【出席者数】

H27. 12月：225名 H28. 4月：195名 H28. 11月：258名
H29. 4月：226名 H29. 12月：224名 H30. 1月：120名
H30. 4月：223名 H30. 11月：224名 H31. 1月：163名
H31. 4月：108名

生産現場への情報提供等

- 今後も、産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

【実施状況】

- ・ 都道府県等への情報提供
 - H28年産：延べ 55県
 - H29年産：延べ 42県
 - H30年産：延べ 51県
 - R元年産：延べ104県
- ・ 農業経営者との意見交換
 - H28年度：46県
 - H29年度：42県
 - H30年度：12県

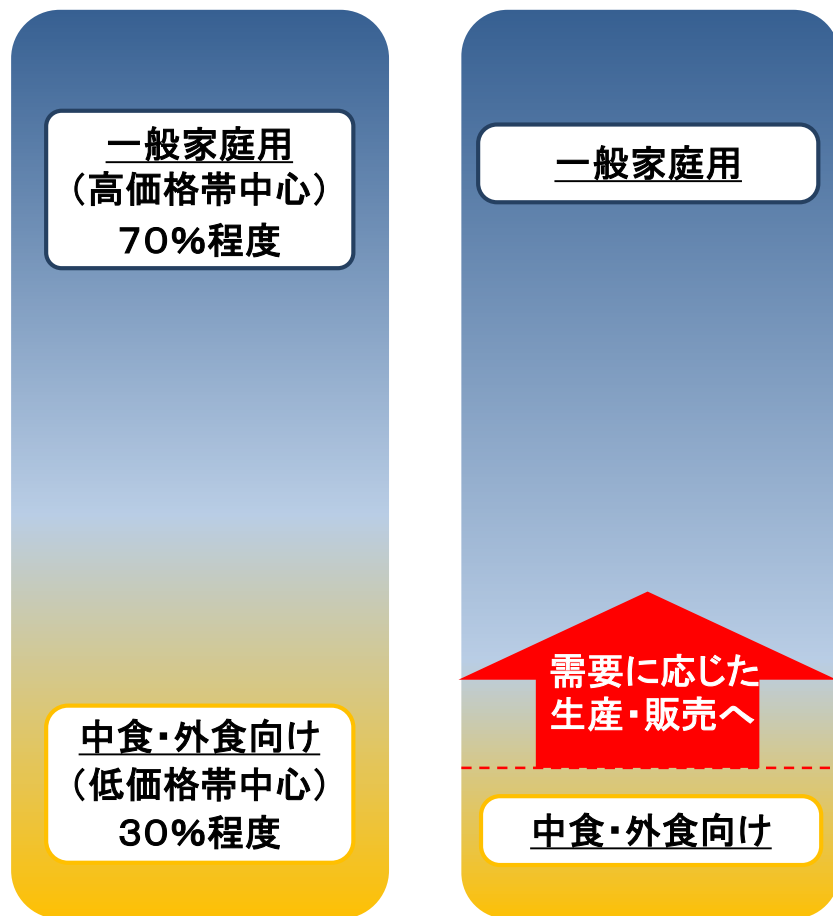
需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

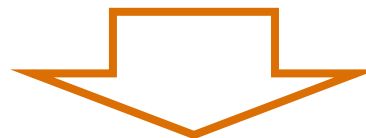


買い手の意向

産地の意向



- 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。
- 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



- 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

（それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。）

－取組事例（A市B生産法人）－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種（あきだわら）の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

令和元年産生産量：727万ト（10月15日現在）

中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)

・ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔平成29年7月から平成30年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量〕(約320万トン)のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。

販売先割合の推移 (全国)

	27/28年	28/29年	29/30年
中食・外食向け	37%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	61%	61%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

27/28年			28/29年			29/30年		
1	栃木	67%	1	群馬	65%	1	群馬	69%
2	福島	64%	2	福島	65%	2	栃木	65%
3	岡山	60%	3	岡山	63%	3	福島	61%
4	山形	59%	4	栃木	63%	4	山口	59%
5	熊本	58%	5	宮城	57%	5	山形	53%
6	山口	57%	6	山口	56%	6	岡山	52%
7	群馬	56%	7	山形	55%	7	埼玉	50%
8	宮城	53%	8	佐賀	55%	8	宮城	47%
9	佐賀	50%	9	岩手	52%	9	青森	47%
10	香川	49%	10	青森	51%	10	岩手	47%

注：中食・外食向け販売量が、1,000ト未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合 (上位20)

27/28年				28/29年				29/30年			
	産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合
1	山形	はえぬき	9%	1	宮城	ひとめぼれ	8%	1	宮城	ひとめぼれ	7%
2	宮城	ひとめぼれ	9%	2	山形	はえぬき	7%	2	山形	はえぬき	7%
3	栃木	コシヒカリ	7%	3	栃木	コシヒカリ	7%	3	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	4	北海道	ななつぼし	5%	4	北海道	ななつぼし	5%
5	茨城	コシヒカリ	4%	5	岩手	ひとめぼれ	5%	5	福島	コシヒカリ	4%
6	北海道	ななつぼし	4%	6	福島	コシヒカリ	4%	6	岩手	ひとめぼれ	4%
7	青森	まっしぐら	4%	7	茨城	コシヒカリ	4%	7	青森	まっしぐら	4%
8	岩手	ひとめぼれ	4%	8	青森	まっしぐら	4%	8	茨城	コシヒカリ	4%
9	秋田	あきたこまち	3%	9	秋田	あきたこまち	3%	9	新潟	コシヒカリ	3%
10	北海道	きらら397	2%	10	新潟	コシヒカリ	2%	10	秋田	あきたこまち	2%
11	新潟	コシヒカリ	2%	11	北海道	きらら397	2%	11	長野	コシヒカリ	2%
12	栃木	あさひの夢	1%	12	福島	ひとめぼれ	2%	12	福島	ひとめぼれ	2%
13	富山	コシヒカリ	1%	13	富山	コシヒカリ	2%	13	富山	コシヒカリ	2%
14	長野	コシヒカリ	1%	14	長野	コシヒカリ	1%	14	北海道	きらら397	1%
15	福島	ひとめぼれ	1%	15	北海道	ゆめぴりか	1%	15	北海道	ゆめぴりか	1%
16	青森	つがるロマン	1%	16	栃木	あさひの夢	1%	16	千葉	コシヒカリ	1%
17	千葉	ふさこがね	1%	17	石川	コシヒカリ	1%	17	栃木	あさひの夢	1%
18	秋田	ひとめぼれ	1%	18	千葉	コシヒカリ	1%	18	石川	コシヒカリ	1%
19	石川	コシヒカリ	1%	19	青森	つがるロマン	1%	19	青森	つがるロマン	1%
20	千葉	コシヒカリ	1%	20	新潟	こしいぶき	1%	20	群馬	あさひの夢	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

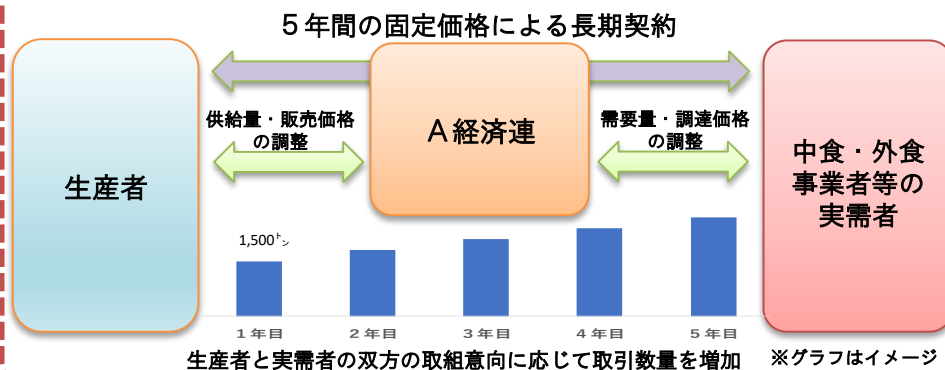
<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

(参考)中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

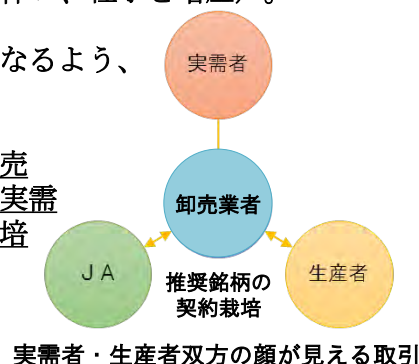
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができる
 など、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



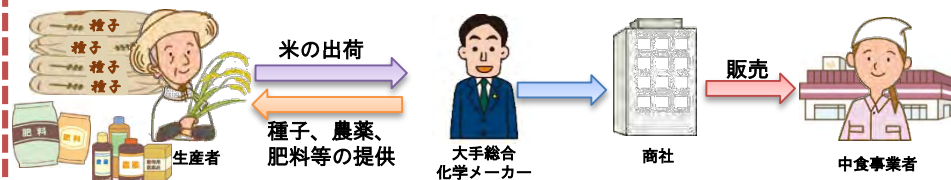
卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、自社が奨励する農研機構が開発した多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



(参考)産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて

- ・ 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、マッチングイベントを開催。
- ・ 平成30年度開催の「米マッチングフェア2018」では、売り手(JA、農業生産法人等)のべ99団体、買い手(中食・外食事業者等の実需者)のべ369社が参加。
- ・ 令和元年度は、「米マッチングフェア2019」として、東京(9月、2月)及び大阪(8月、1月)で開催。

米マッチングフェア2019 パンフレット



米マッチングフェア2019 開催状況



商談会の様子(大阪会場8/22)



セミナーの様子(東京会場9/11)

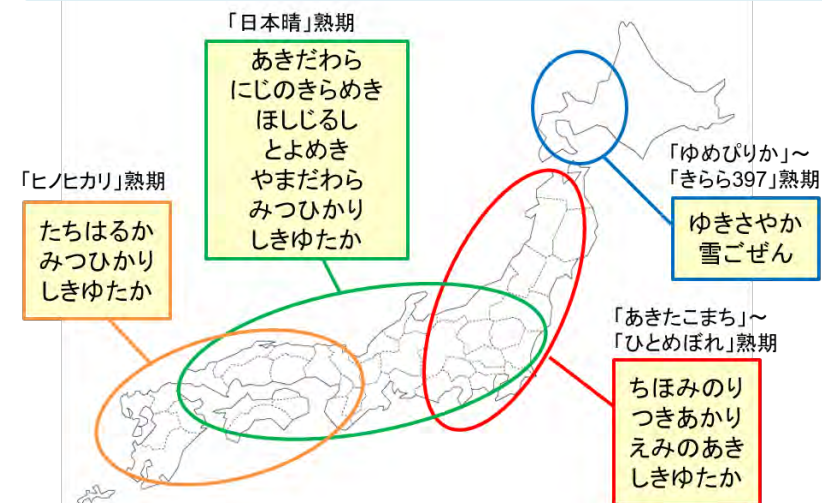
マッチング商談事例

①北陸の生産法人が多収品種「ちほみのり」について、生産コストをベースとした取引(事前契約・複数年契約)で中食事業者と商談成立。

②関東の生産法人が、多収品種(ほしじるし)を導入し出展。大手外食事業者と2千トンの商談成立(事前契約・複数年契約)。

中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- ・一般品種との作期分散に有効な良食味品種。
関東以西に対応。
収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- ・多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
・うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- ・短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
・コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- ・やや高アミロース・低タンパクの業務用多収米品種。
・耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- ・多収で直播栽培向きの良食味品種。
・炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- ・いもち病に強く、良食味の直播用品種。
・倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- ・「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
・生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- ・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

西日本・九州向け「たちはるか」

- ・耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。
・いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- ・やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。
・耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部以南向け「つきあかり」

- ・早生で多収の極良食味品種。
・ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以南向け「とよめき」

- ・極多収で粘りが弱い早生の業務・加工用品種。
・冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「やまだわら」

- ・極多収で粘りが弱い中生の業務・加工用品種。
・冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「ほしじるし」

- ・二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の良食味品種。
・倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

上記品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ
(国研)農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム
Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905
<http://www.naro.affrc.go.jp/collab/breed/list/index.html>

米消費拡大の取組の推進

- 米の消費拡大を一層推進するために、今後は米消費が多く見込まれる世代を重点ターゲットに、あらゆるプラットフォームを活用し、よりニーズのある情報を発信。

「おいしさ」、「健康」、「イベント」など、それぞれの情報をユーザーが簡単に検索できるよう、昨年10月に開設したWebサイト「やっぱりごはんでしょ！」を本年11月リニューアル。



ごはんを食べている10～50代や中食・外食をよく活用する層向けに、FacebookやTwitterを本年2月から運用し、タイムリーな情報を発信。また、インバウンド需要を取り込むため、Instagramを10月から運用開始。

(Facebookでの発信記事例)



日本のおむすびの美味しさ。多彩さを再認識できるイベント紹介。



若い世代向けにお米の新しい食べ方として、ライスバーガー専門店を紹介。

ターゲット層を意識した実効的な情報発信

消費者の関心が高いトピックにフォーカスし、企業等と連携してイベントを展開。



「機能性を有するお米」をテーマに「実りのフェスティバル」に出展(池袋サンシャイン)



従来の取組である学校給食への備蓄米の無償交付に加え、園児や保護者の皆さんに食育、消費拡大、日本型食生活等の理解を深めてもらうため、保育園等への出前授業などを実施。



米飯給食を推進することを目的に、備蓄米を使った、保護者と園児の試食会を実施。



生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

- 今後10年間（2023年まで）で担い手の米の生産コストを現状全国平均（16,001円/60kg）から4割低減（9,600円/60kg）し、所得を向上。

【担い手の米の生産コスト（平成30年産）】・認定農業者15ha以上層…11,294円/60kg ・稲作主体の組織法人経営…11,942円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

（実証例）
労働時間
18.4時間/10a→13.8時間/10a
（移植）（直播）
費用（利子・地代は含まない）
103千円/10a→93千円/10a
（移植）（直播）



鉄コーティング種子



無人ヘリの活用も可能

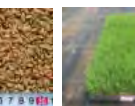
スマート農業技術の活用

営農管理システムの導入等により、作業のムダを見つけて手順を改善
（実証例）
田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
（補植作業時間の削減）

密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。
苗継ぎも少なく省力的

（実証例）育苗箱数 15～18箱/10a → 5～6箱/10a



大規模経営に適合した品種

多収品種

単収
530kg/10a→700kg/10a
（全国平均）（多肥栽培で単収増）
生産費
16千円/60kg（全国平均）
→13千円/60kg（試算）

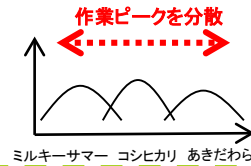
作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上

1日当たり作業量



コシヒカリ 作業時期



ミルキーサマー コシヒカリ あきだわら

担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・分散錯圃の解消
 - ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

- ・基本性能の絞り込み
- ・耐久性の向上



⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
（標準モデル比2～3割の低価格化）

肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



⇒土壌改良資材のフレコン利用
（20kg袋比7%低価格化）

合理的な農薬使用

- ・発生予測による効果的かつ効率的防除
 - ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
- ⇒化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用

⇒従来品比7%低価格化



<対策のポイント>

農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、**先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装**の推進が急務です。このため、**現在の技術レベルで最先端の技術を生産現場に導入・実証**することでスマート農業技術の更なる高みを目指すとともに、社会実装の推進に資する情報提供等を行う取組を支援します。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践〔令和7年まで〕

<事業の内容>

1. 最先端技術の導入・実証

○（国研）農業・食品産業技術総合研究機構、農業者、民間企業、地方公共団体等が参画して、スマート農業技術の更なる高みを目指すため、**現在の技術レベルで最先端となるロボット・AI・IoT等の技術を生産現場に導入し、理想的なスマート農業を実証**する取組を支援します。

○ 福島県における営農再開等に資する実証に取り組む場合等については、採択時の審査で加点を行います（**福島復興支援加算**）。

2. 社会実装の推進のための情報提供

○ 得られた**データや活動記録等**は、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が**技術面・経営面から事例として整理して、農業者が技術を導入する際の経営判断に資する情報として提供**するとともに、農業者からの相談・技術研鑽に資する取組を支援します。

<事業イメージ>

生産から出荷までの先端技術の例

耕起・整地	移植・播種	栽培管理
 自動走行トラクタの無人協調作業	 ドローン播種	 リモコン式自動草刈機
 ICT農業用建機	 ネギ全自動移植機	 自動走行スプレーヤ
 ICT農業用建機	 乗用型全自動移植機	 イノシシICT捕獲檻
施肥	収穫	経営管理
 ドローンを活用したリモートセンシングと施肥	 イチゴ収穫ロボット	 経営管理システム
	 アスパラガス収穫ロボット	 収穫野菜自動運搬車

「スマート農業」の社会実装を加速化

スマート農業実証プロジェクト 実証圃場一覧



※令和元年度～2年度で実証

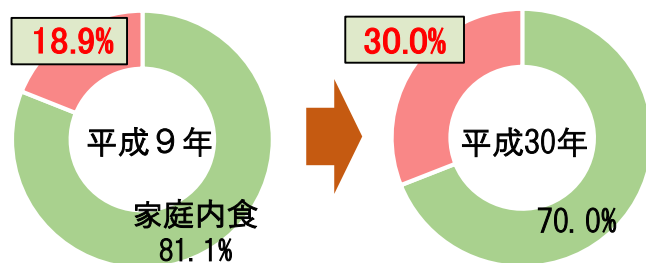
農産物規格・検査の見直しについて

- 現在の農産物規格・検査は平成13年からの規格。その後の農産物流通や消費者ニーズの変化を踏まえ、農産物規格・検査の見直しについて検討し、本年3月に「農産物規格・検査に関する懇談会」において中間論点整理を行った。
- この中間論点整理を踏まえ、これまでに
 - ① 検査事務の効率化(報告様式の簡素化など)
 - ② 検査員の目視に代えて穀粒判別器を活用する場合の検査項目や測定方法等の取りまとめ等を行い、順次告示の改正等を実施しているところ。
- 本年10月15日から農産物規格の見直しについて、「農産物検査規格検討会」を開催して、米の規格の項目の見直し(例:異種穀粒の区分の見直し(もみ・麦・その他の3区分の廃止))等について検討を開始。
- このほか、備蓄米の政府買入れにおける穀粒判別器の活用を検討するとともに、懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しについて、所管省庁と議論しているところ。

米流通をめぐる情勢の変化

- 米消費における中食・外食の割合(全国)

中食・外食



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

- 流通の過程において活用されている新たな技術の例

納入された米の品質確認のため、現場において、品位を測定する機器が活用されている。また、当該機器は農産物検査においても補助的に活用されている。

- 中食・外食事業者が求める米の品質の例

中食・外食事業者は、精米について、白度、水分、水浸割粒(炊飯後の外観や味に大きく影響する精米の水浸時の割れ具合)、碎粒、粉状質粒、たんぱく質、アミロースなど、農産物規格以外の項目も含む独自の基準を設け、精米の品質を確認しているケースが見受けられる。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
- 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
- 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
- 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

- 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。
- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの可否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。

【参考】現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(米穀の生産者に係る品位等検査)

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
銘柄(産地品種銘柄等)、
品位(等級)、量目、荷造り、包装
②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米及び水稻もち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%) ※1	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%) ※2
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いたもの (%)	
1等	70	1等標準品	150	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	150	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	150	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。

※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,591	1,033	188	26
受検率(b/a)	63%	110%	89%	88%

(注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。

2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))

3 米の検査数量は、平成31年3月31日現在(速報値)の数量である

4 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。

5 麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

平成31年3月31日現在

年 度	平成20年度	平成30年度
登録検査機関(機関)	1,393	1,734
農産物検査員(人)	13,847	19,082
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,424	14,356

(注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。

2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 農産物の系統別検査数量の比率(平成27年産)

(単位:%)

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関
米穀	75.2	7.6	6.1	6.0	3.1
麦	94.0	4.2	1.0	0.1	0.5
大豆	90.4	5.2	1.5	1.1	1.6
そば	82.7	9.6	1.0	2.6	4.1

資料：穀物課作成資料

米流通の見直しについて(全農の売り方)

- 農業競争力強化プログラム（平成28年11月策定）において、農産物の流通加工構造の改革のため、流通・加工業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが位置づけられたところ。
- これを受け、平成29年3月、全農において、米穀事業などの見直しを内容とする年次計画が策定され、その中で、米穀事業については、実需者への直接販売の拡大（平成36年度：主食米取扱の90%）、買取販売の拡大（平成36年度：主食米取扱の70%）とする目標が示されたところ。
- 29年産米は、直接販売102万ト（計画100万ト）、買取販売37万ト（計画30万ト）と計画を達成。30年産米においても、実需者直接販売125万ト、買取販売50万トの計画達成の見込み。

事業別実施具体策・年次計画(米穀)(平成29年3月全農公表)

項目	具体策	年次計画		
		29年度	30年度	31年度～
1. 目標（※）	（１）実需者への直接販売の拡大（28年度見込み：80万ト） （実需者への販路を特定した販売を含む） （２）買取販売の拡大（28年度見込み：22万ト）	（１）100万ト（47%） （２）30万ト（14%）	（１）125万ト（62%） （２）50万ト（25%）	36年度（１）主食米取扱の90% （２）主食米取扱の70%
2. 推進体制の整備	（１）エリア別（消費地・県域など）・実需者業態別（中食・外食業者、加工業者、量販店など）の推進体制の整備	エリア・実需者業態別に 推進体制を構築		
3. 得意先リスト作成・販売推進	（１）米使用量の多い主要実需者（中食・外食業者、加工業者、量販店など）を中心に推進先を設定 （２）推進先別に営業担当者を配置し推進実施（役員によるトップセールス含む） （３）上記推進に加え、実需者への安定的な販路を確立している米卸業者・パール卸も活用し、安定的・効率的な販路構築	推進先の設定		
		設定した推進先への販売推進		
		実需者への安定的販路を確立している米卸業者・パール卸を活用した販路構築		
4. 実需者・米卸業者との連携強化	（１）直接販売拡大に資する主要実需者や米卸業者との関係強化を目的とした出資・業務提携推進・実施	実需者・米卸業者への出資・業務提携推進		
5. 直販関連インフラの整備	（１）直接販売拡大に資する諸施設の整備 ア. 広域集出荷施設 新設予定：4か所 イ. 炊飯施設 炊飯事業者との資本・業務提携・工場新設等による事業拡大 ウ. 精米工場 米卸との資本・業務提携、統廃合などによる工場再編		広域集出荷施設 順次拡大	
		炊飯施設・精米工場のインフラ整備案の策定	炊飯施設取得・精米工場再編など諸施設整備	
6. 産地への販売情報フィードバックと安定的取引の拡大	（１）実需者推進結果をふまえ実需者ニーズ・取引条件を産地に提案 （２）事前契約（播種前・複数年契約）の仕組み変更（実施時期を生産前年に早期化）による事前契約拡大	実需者ニーズ・取引条件の提案（産地へのフィードバック）		
		事前契約の仕組み変更（早期化）		
		事前契約の拡大		

※目標は本会取扱数量に加えて、県連・県農協の直接販売・買取販売の数量を含む。

③ 新規需要米の取組状況

- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- また、飼料用米の生産の約 7 割が経営規模(全水稻の作付面積)が 5 ha 以上の大規模農家により担われている。

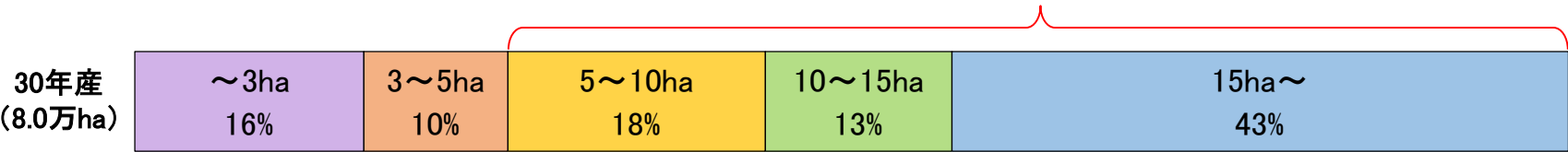
【飼料用米の作付・生産状況】

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3
うち「多収品種」の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3
割合	39%	37%	43%	50%	56%	60%
うち「区分管理」の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5
割合	80%	75%	80%	83%	88%	89%
飼料用米生産計画数量（万㍓）	18	42	48	48	42	38
（ ）内は実際の収量を反映した実績値	(19)	(44)	(51)	(50)	(43)	(－)

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。

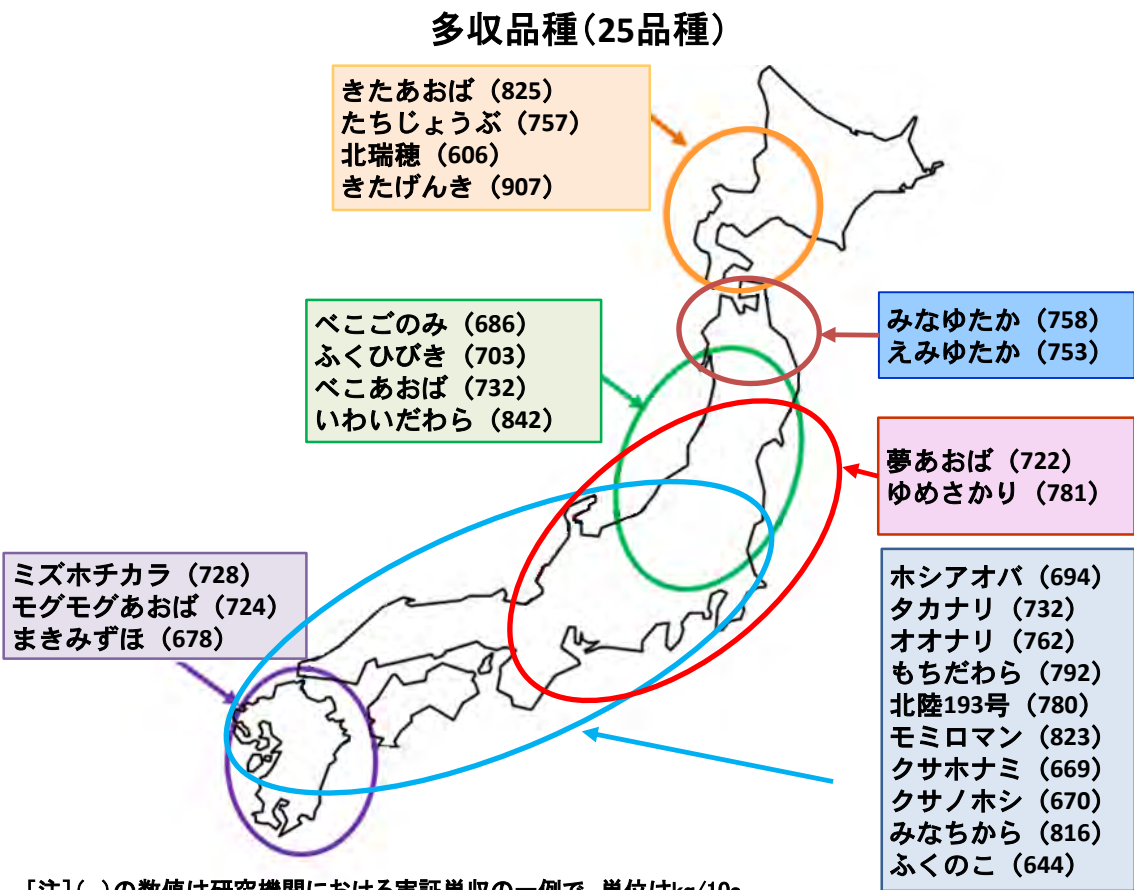
【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】

水稻全体の作付規模が 5 ha 以上（※）が約 7 割



※ 全水稻では、作付規模 5 ha 以上の農家数は全体の 5 %

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）



主な特認品種の例(令和元年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)
秋田県	秋田63号(725)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ニシアオバ(644)、たちすがた(600)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)

[注]()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

[注]()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

令和元年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

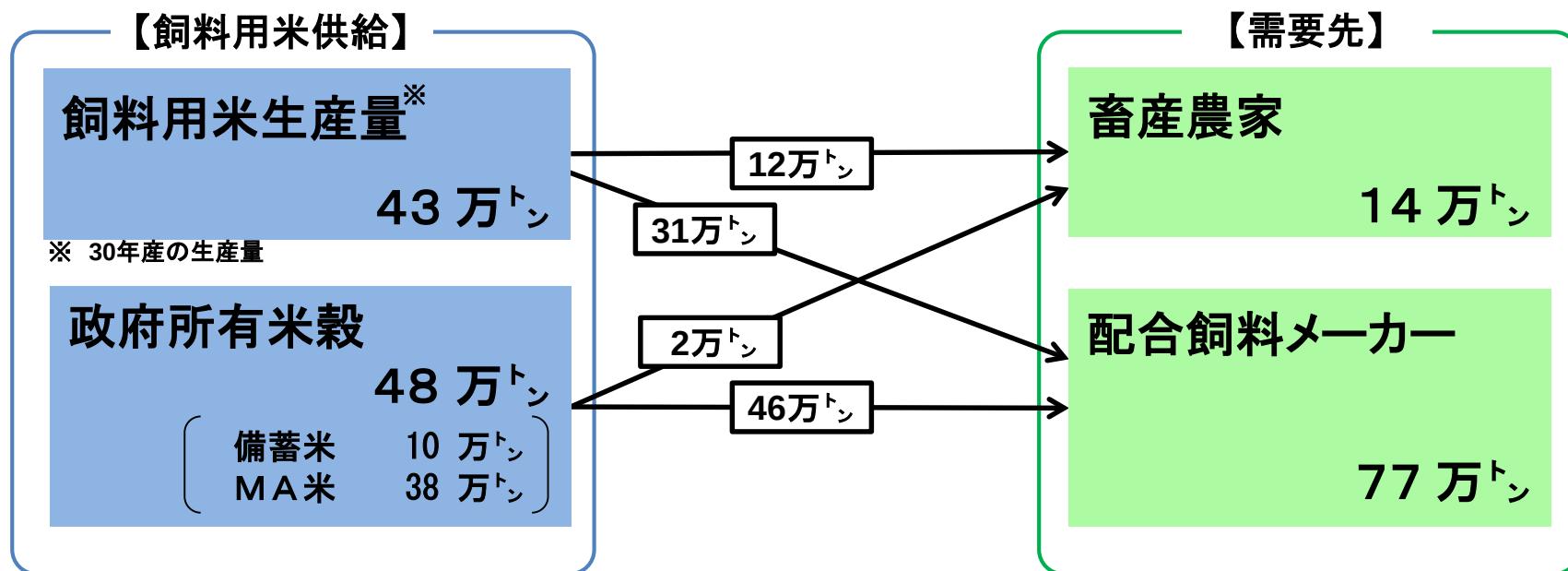
都道府県	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括 管理	割合	区分 管理	割合	一般 品種	割合	多収 品種	割合
北海道	1,974	123	6%	1,851	94%	441	22%	1,533	78%
青森県	4,765	35	1%	4,730	99%	821	17%	3,944	83%
岩手県	3,724	228	6%	3,496	94%	555	15%	3,169	85%
宮城県	4,871	443	9%	4,428	91%	3,713	76%	1,158	24%
秋田県	1,601	205	13%	1,396	87%	522	33%	1,080	67%
山形県	3,444	330	10%	3,114	90%	443	13%	3,001	87%
福島県	4,623	677	15%	3,945	85%	2,751	60%	1,872	40%
茨城県	7,707	733	10%	6,975	90%	3,173	41%	4,534	59%
栃木県	8,414	28	0%	8,387	100%	6,976	83%	1,438	17%
群馬県	1,003	53	5%	950	95%	790	79%	213	21%
埼玉県	1,281	314	25%	967	75%	758	59%	523	41%
千葉県	3,914	843	22%	3,072	78%	938	24%	2,977	76%
東京都									
神奈川県	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新潟県	2,213	435	20%	1,778	80%	445	20%	1,768	80%
富山県	1,301	104	8%	1,197	92%	730	56%	571	44%
石川県	579	14	2%	565	98%	174	30%	406	70%
福井県	1,163	100	9%	1,063	91%	246	21%	917	79%
山梨県	16	5	32%	11	68%	13	77%	4	23%
長野県	235	65	28%	170	72%	71	30%	164	70%
岐阜県	2,336	769	33%	1,567	67%	1,432	61%	903	39%
静岡県	1,136	5	0%	1,132	100%	39	3%	1,098	97%
愛知県	1,272	798	63%	474	37%	1,086	85%	187	15%
三重県	1,613	183	11%	1,430	89%	508	31%	1,105	69%

都道府県	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括 管理	割合	区分 管理	割合	一般 品種	割合	多収 品種	割合
滋賀県	958	233	24%	726	76%	530	55%	428	45%
京都府	99	0	0%	99	100%	9	9%	89	91%
大阪府	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫県	305	1	0%	304	100%	42	14%	264	86%
奈良県	30	5	18%	25	82%	26	85%	4	15%
和歌山県	2	1	40%	1	60%	1	48%	1	52%
鳥取県	685	0	0%	685	100%	0	0%	685	100%
島根県	794	2	0%	791	100%	5	1%	789	99%
岡山県	1,076	311	29%	765	71%	350	32%	726	68%
広島県	332	3	1%	329	99%	25	7%	307	93%
山口県	893	0	0%	893	100%	141	16%	752	84%
徳島県	476	177	37%	299	63%	199	42%	277	58%
香川県	121	12	10%	109	90%	47	39%	74	61%
愛媛県	288	68	24%	220	76%	81	28%	207	72%
高知県	880	132	15%	748	85%	245	28%	635	72%
福岡県	1,969	0	0%	1,969	100%	0	0%	1,968	100%
佐賀県	558	0	0%	558	100%	66	12%	492	88%
長崎県	128	9	7%	119	93%	72	56%	56	44%
熊本県	1,175	48	4%	1,127	96%	187	16%	988	84%
大分県	1,362	1	0%	1,361	100%	113	8%	1,249	92%
宮崎県	431	17	4%	415	96%	76	18%	355	82%
鹿児島県	742	109	15%	633	85%	345	46%	397	54%
沖縄県									
合 計	72,509	7,636	11%	64,873	89%	29,200	40%	43,309	60%

注 1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。
注 2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。
注 3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

- 現状、飼料用に91万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(30年度)



【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。（短期・大量の受け入れは不可）
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料メーカーへの飼料用米の供給について

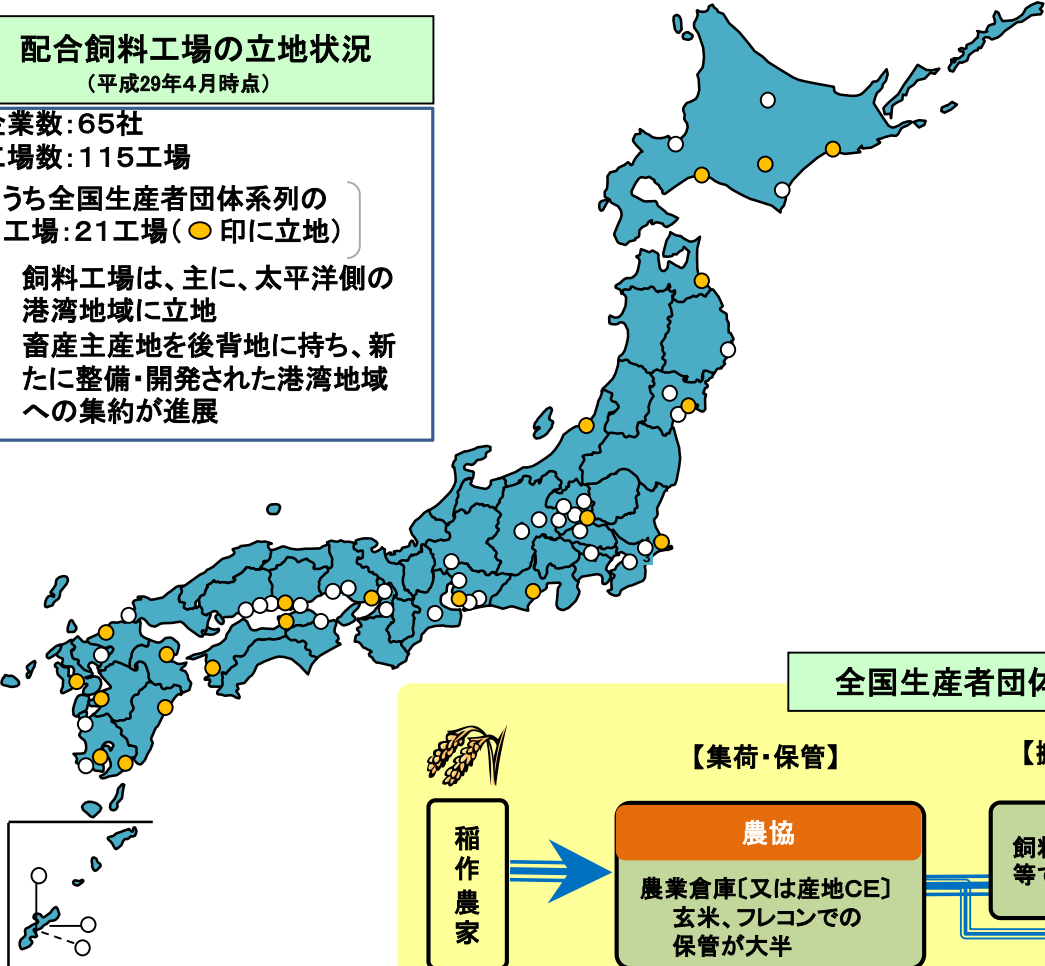
- 耕種農家は、農協に出荷することで、自ら需要先の確保を図る必要がなく、飼料用米の生産に取組可能。
- 飼料工場では、次の課題をクリアすれば、受入量の増加に対応可能。
 - ・ 配合飼料の主原料(とうもろこし等)と同等またはそれ以下の価格での供給
 - ・ 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給(短期・大量の受け入れは不可)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料工場の立地状況
(平成29年4月時点)

企業数:65社
工場数:115工場

うち全国生産者団体系列の
工場:21工場(●印に立地)

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地
- ・ 畜産主産地を後背地に持ち、新たに整備・開発された港湾地域への集約が進展



米の輸送経費
(一般貨物の運送料金をもとに農林水産省で試算※)

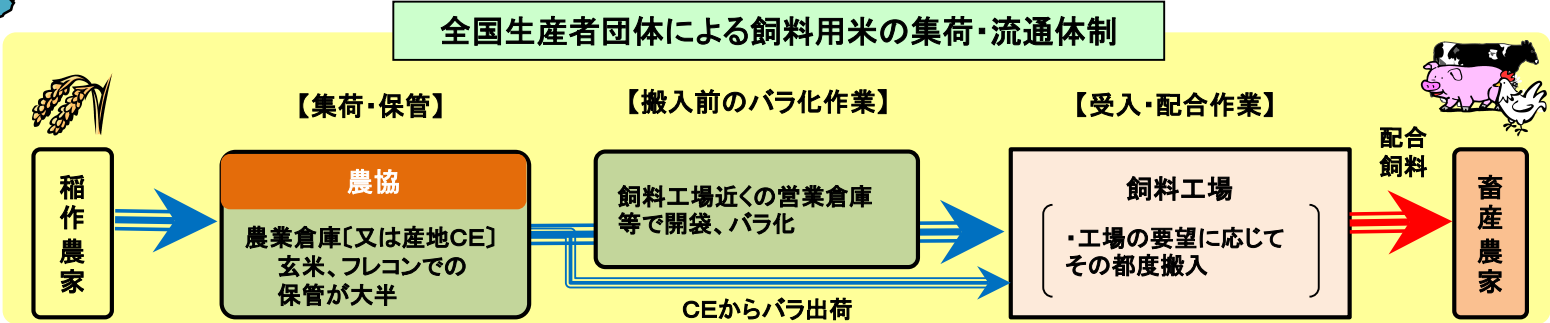
福井 → 鹿島工場(茨城県)	8,000～9,000円／t
福井 → 神戸工場(兵庫県)	5,000～6,000円／t
福井 → 知多工場(愛知県)	4,000～5,000円／t
県内輸送	1,000～3,000円／t

※国土交通省の一般貨物自動車運送事業(貸切)運賃料金(*0.9)により試算。

飼料用米の取引価格

約30,000円／t

※ 近年の価格水準。



- 農協は、CEや耕種農家が乾燥した飼料用米を地域の農業倉庫等で保管。
- 農協と出荷契約を締結した全国団体は、飼料メーカーの要望に応じ、工場近くの営業倉庫等で開袋・バラ化作業を行い、工場に搬入。
- 飼料メーカーは、とうもろこしの代替として飼料用米を配合し、畜産農家に出荷(工場は、在庫として保有せず、計画的に受入・配合)。

飼料用米の推進について

- 畜産農家と耕種農家とのマッチングを実施し、令和元年産飼料用米については、畜産農家から約2万トン(44件)の希望が寄せられているところ。
- さらに、飼料業界主要4団体において120万トン程度(MA米・備蓄米を含まない数量)の需要があるなど、配合飼料メーカーからの要望もあり、農林水産省としてもこれらのマッチング活動を推進。
- 飼料用米の生産・利用拡大に向けては、全国、地方ブロック、各県(地域)段階において推進体制を整備し、生産・流通・利用にかかる各種課題解決に向けた取組を総合的に推進。

- 令和元年産に係る飼料用米の需要量(MA米、備蓄米からの供給量は含まず)
 - ・ 畜産農家の新規需要量 : 約2万トン(44件)(令和元年6月28日現在報告分)
 - ・ 飼料業界主要4団体 : 約120万トン(31年1月現在)

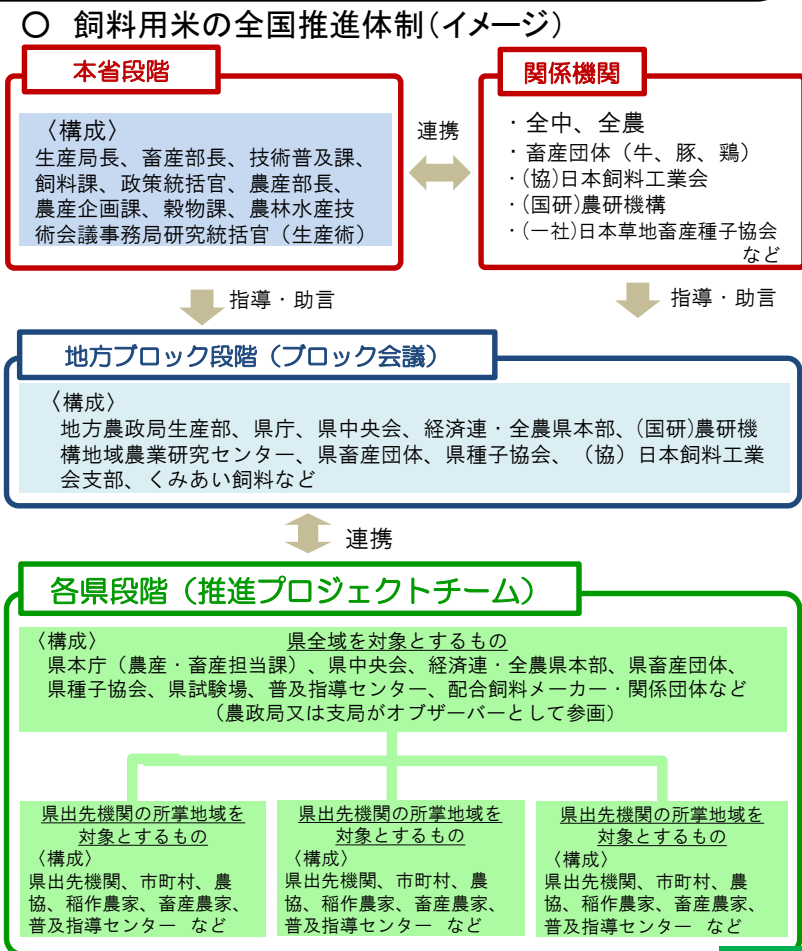
【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】
(平成28年3月28日公表)

- ・ 飼料業界の主要4団体が、飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
- ・ 当面の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

※(協)日本飼料工業会、くみあい飼料工場会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会

- 中長期的な飼料用米の需要量

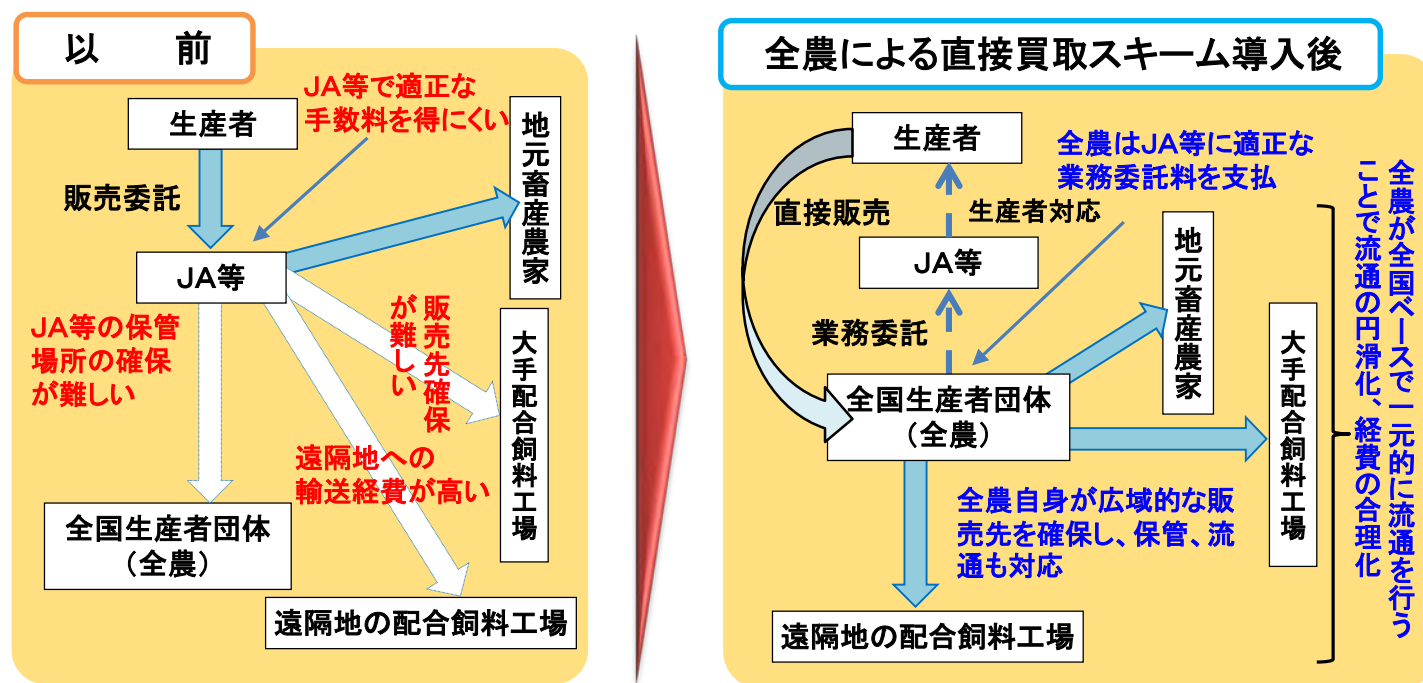
【飼料用米に関する日本飼料工業会のメッセージ】(平成26年5月23日公表)
26年3月に日本飼料工業会が実施した組合員に対して需要見込量を調査した結果、中長期的にみた需要量は200 万トン弱。



飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

- 全国生産者団体(全農)に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と共同計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。
- 飼料用米の販売価格は主食用米よりも相当低い水準にあるが、輸送経費が販売代金を上回る実態にはないことに加え、水田活用の直接支払交付金の単価は、一般的な流通経費を勘案して設定している。
- このようなことを踏まえ、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

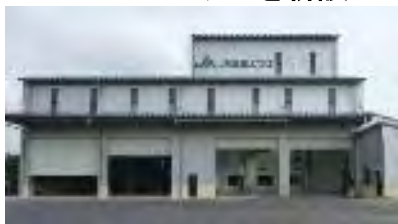
● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(令和2年度予算概算要求額:296億円)

稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

(※単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。)

例1:飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。

(※長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。)

例:TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(30補正:560億円) (畜産クラスター事業)

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、施設整備等を支援。

例:米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入



飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用には、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

こめたま

- 畜産経営: トキワ養鶏(養鶏、青森県藤崎町)
- 飼料用米生産: 青森県藤崎町
- 畜産物販売: 地元デパート、直売所、
パルシステム生活協同組合連合会 等

- 特徴:
飼料用米(品種: みなゆたか、べこごのみ)
を最大68%配合した飼料を給与し、卵黄が
「レモンイエロー」の特徴ある卵(「こめたま」)
を販売。トキワ養鶏のインターネットサイト
でも販売を開始。



まい^{まい}と豚米らぶ

- 畜産経営: フリーデン(養豚、神奈川県平塚市(岩手県大東農場))
- 飼料用米生産: 岩手県一関市(主に大東地区)
- 畜産物販売者: 阪急オアシス(関西)、明治屋・ヨシケイ埼玉(関東)

- 特徴:
中山間地域の休耕田で生産する飼料用米
を軸に、水田と養豚を結びつけた資源循環
型システムを確立。飼料用米(品種: ふくひ
びき、いわいだわら)を15%配合した飼料を
給与し「やまと豚米らぶ」として販売。



まい^{まいぎゅう}米牛

島根のお米を食べて育った

まい^{まい}米牛



- 畜産経営: JALまね出雲肥育牛部会員
- 飼料用米生産: JALまね出雲地区
- 畜産物販売者: JA直営スーパー(ラピタ)、
地元スーパー、焼き肉店(藤増牧場直営) 等

- 特徴:
採卵鶏農家を中心に飼料用米の利用が開始され(「こめたまご」)、
飼料用米の生産拡大に伴い、肉用牛肥育農家等にも利用が拡
大。飼料用米(品種: みほひかり)を20%以上添加した配合飼料を
10ヶ月以上給与した牛を「まい米牛」としてブランド化。

こめ^{こめぶた}ぶた^{ぶた} 米豚

- (茨城県米活用豚肉ブランド化推進協議会)
- 畜産経営: 常陽醗酵農法牧場株式会社
(養豚、茨城県龍ケ崎市)
- 飼料用米生産: 茨城県龍ケ崎市、河内市等
- 畜産物販売: スーパー、食肉販売店(関東)等
- 特徴:

飼料用米(品種: 夢あおば、あきだわら等)を50%配合した
飼料を給与し、肉質が柔らかく肉の臭みが少ないといった
特徴のある「ひたち米豚」としてブランド化。

飼料用米を給与した畜産物であることがわかるロゴマ
ークを活用し、消費者に発信中。



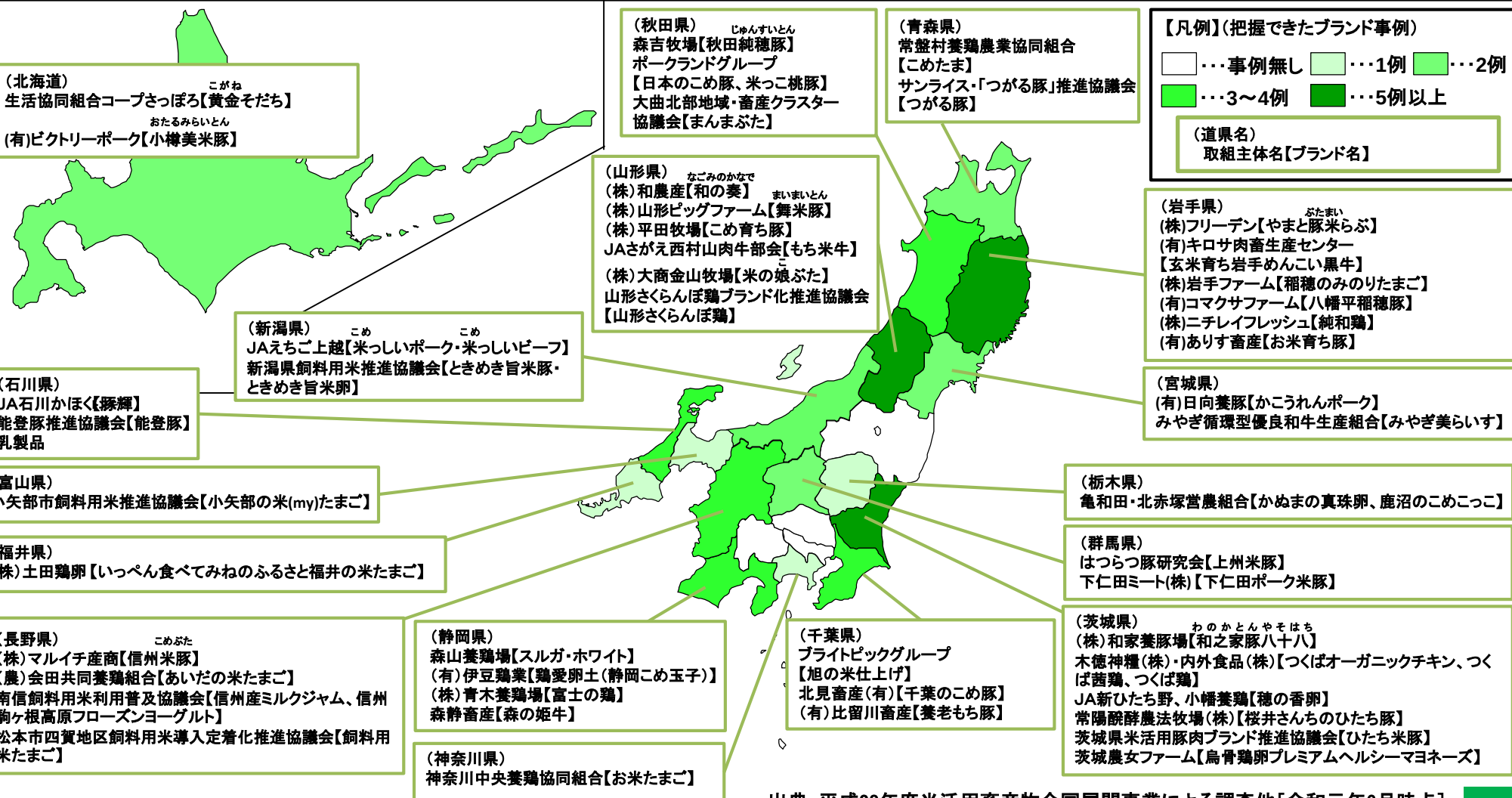
(参考) 豚肉1kg(店頭価格2560円※1)生産のために約1kg程度の飼料用米※2を給与(飼料用米1kgへの水田活用の直接支払交付金交付額: 160円程度)。

※1 総省家計調査におけるH26年豚肉小売価格より各都市の小売価格の単純平均価格

※2 (豚肉1kg生産のために必要な飼料7kg) × 配合割合15% ÷ 1kg

飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例①

- 飼料用米の利活用には、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。39道府県101事例
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。



出典：平成28年度米活用畜産物全国展開事業による調査他[令和元年6月時点]

飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例②

(島根県)
(有)藤増・JAしまね出雲地区本部【まいぎゅう
(有)旭養鶏舎【島根のこめたまご】
(有)福田ファーム【島根のこめたまご】
(有)山本産業【石見のこめたまご】
(有)木次ファーム【島根の米たまご「おこめのめぐみ」】

(広島県)
(農)世羅ファーム【生協産直こめたまご、稲の香り】
(株)広島ポーク【お米(マイ)・ポーク】

(山口県)
(株)出雲ファーム【やまぐちの米育ち】
深川養鶏農業協同組合【長州どり、長州赤どり、長州黒かしわ】
(有)鹿野ファーム【鹿野高原豚、お米豚】

(福岡県)
城井ふるさと村【こめたまご】
JA全農ふくれん【博多すい〜とん】

(佐賀県)
(株)ヨコオ【みつせ鶏】

(長崎県)
(株)土井農場【諫美豚】
(株)柿田ファーム【雲仙あかね豚】

(熊本県)
JA菊地【えこめ牛】
(有)那須ファーム【八十八卵】

(鹿児島県)
マルイグループ【マルイ元気米たまご、米そだち元気鶏】
鹿児島ミートグループ【鹿児島黒豚さつま、鹿児島黒豚プリンシャスポーク】

(岡山県)
生活協同組合おかやまコープ【コープおかやま牛、コープおかやま豚、コープ産直こめたまご、コープおかやま若鶏】
新田養豚【米ブレッとん】

(鳥取県)
(株)美敷牧場【米そだち牛】
(株)西日本ジェイエイ畜産・鳥取県生活協同組合【大山こめ豚「みみとん」】

【凡例】(把握できたブランド事例)
□ …事例無し □ …1例 □ …2例
□ …3~4例 □ …5例以上
(道県名)
取組主体名【ブランド名】

(兵庫県)
(株)オクノ【オクノの玉子】
飼料用米を活用した鶏卵・鶏肉のブランド化推進協議会【ひょうごの穂々笑実】

(京都府)
京都生協【さくらこめたまご】

(滋賀県)
生活協同組合コープしが【産直こめ育ちさくらたまご】

(岐阜県)
CO・OPぎふ【さくら米たまご】

(愛知県)
(有)デイリーファーム【あいちの米たまご】
JAあいち経済連【みかわポーク】

(三重県)
(株)大里畜産【伊勢美稲豚】

(香川県)
(有)高島産業【もみじとお米のたまご】

(徳島県)
徳島県農業再生協議会【地米卵】
石井養鶏農業協同組合【大河のおすわけ神山鶏】

(高知県)
四万十農協飼料米活用研究会【米豚】

(愛媛県)
(有)イヨエッグ【米っ娘たまご】

(宮崎県)
JA宮崎経済連【米の子、米寿ポーク】
(有)エムケイ商事【エムケイさんちのお米豚】
えびのエコフィード利用・増産推進協議会【いもこ豚】

(大分県)
(有)鈴木養鶏場【豊の米卵】
中津地区飼料用米利活用促進協議会【錦雲豚】
豊後・米仕上牛販売拡大協議会【豊後・米仕上牛】

出典：平成28年度米活用畜産物全国展開事業による調査他〔令和元年6月時点〕

「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催

■ 趣 旨

飼料用米生産農家の生産水準の向上を推進するため「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

■ 内 容

全国の飼料用米生産者のうち

①多収品種（知事特認含む）で、

②作付面積がおおむね1ha以上、

③生産コスト低減等に取り組む

経営体からの応募を受け、飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰します。

■ 褒賞区分

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・全国農業協同組合連合会会長賞
- ・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞賞



■ 平成30年度の農林水産大臣賞の受賞者の概要

【単位収量の部】

○安納 成一（栃木県宇都宮市）

品種	作付面積	単収
北陸193号	3.8ha	901kg/10a

【地域の平均単収からの増収の部】

○山口 勝利（北海道美唄市）

品種	作付面積	地域の単収との差(地域の平均単収)
きたげんき	2.1ha	328kg/10a (490kg/10a)

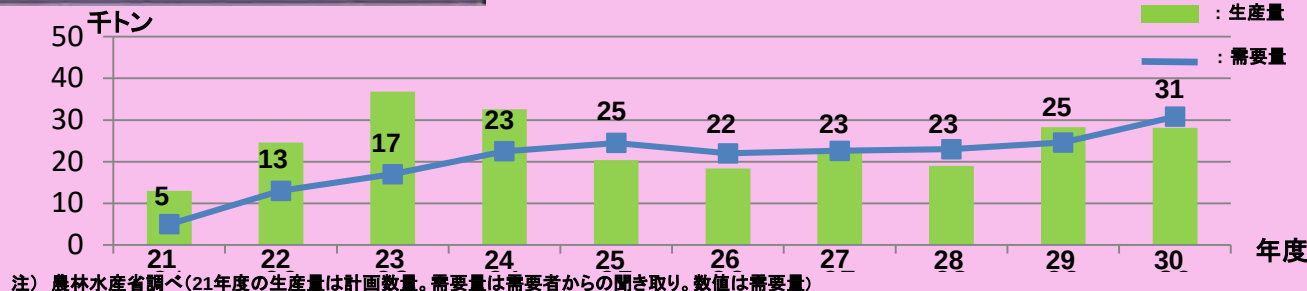
※地域の平均単収は作況補正後の数値。実単収は818kg。



米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2～3万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- 平成29年5月、米粉の国内普及・輸出拡大に向けて、米粉製造業者や米粉を利用する食品製造業者、外食事業者、原料米の生産者団体、消費者団体等の関係者から構成される「日本米粉協会」が設立。

米粉用米の生産量・需要量の推移

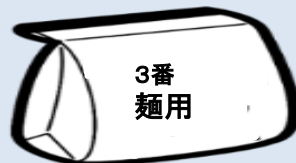
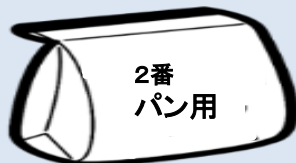
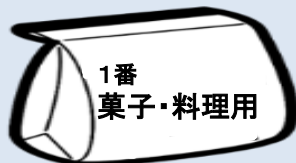


ノングルテン表示

- ◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度(グルテンの含有基準値20ppm)。
- ◆ 世界のグルテンを摂れない子どもたちなどの需要に対し、日本産米粉をアピールするため、我が国の世界最高水準のグルテン含有量検査法を活用した高い安心感を提供する表示制度としてノングルテン表示のガイドラインを平成29年3月に公表(グルテン含有1ppm以下)。

米粉の用途別基準

- ◆ 平成29年3月に、米粉の「菓子・料理用」、「パン用」、「麺用」などの用途別の加工適性と統一表記(1番:菓子・料理用、2番:パン用、3番:麺用)に係る「米粉の用途別基準」を公表。



日本米粉協会の取組

1 ノングルテン米粉製品第三者認証制度の運営

ノングルテン米粉の認証機関の登録・監督、認証マークの管理等を実施。
平成30年6月に認証を開始。



2 国内における米粉製品の普及・拡大

米粉の用途別基準やノングルテン表示の普及により、利用者が使いやすい米粉製品を拡大。
平成30年1月に用途別基準に適合する製品に協会推奨マークを付与する仕組みを開始。

令和元年9月には、ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを開始。



3 米粉製品の海外輸出に向けたPR活動

米粉製品の輸出拡大に向けた市場調査やマッチング活動の実施。

世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2022年には約80億USDに達する見込み



出典：Euromonitor Dataを基に JFOODOにて作成

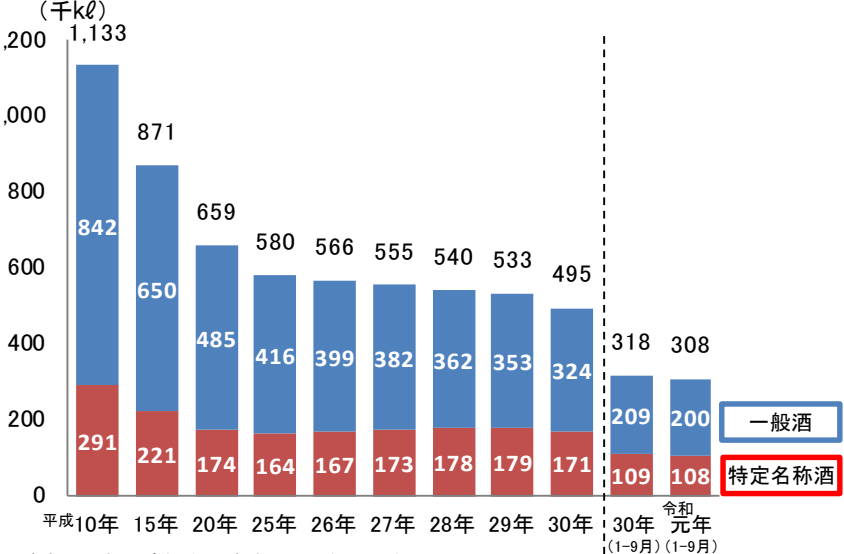
米粉によるグルテンフリー市場の 取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- ◆ 平成30年6月から、世界最高水準のタンパク質定量技術を活用し、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉製品第三者認証制度」を開始

酒造好適米の需要に応じた生産について

- 近年、日本酒の国内出荷量は減少傾向であるものの、製品当たりの米の使用量が多い特定名称酒(吟醸酒、純米酒等)の割合が増加傾向にあることや、輸出量が増加傾向にあるため、日本酒原料米の使用量は総じて底堅く推移しているが、平成30年は日本酒全体、特定名称酒ともに減少しており、今後の日本酒原料米の使用量の動向は注視が必要。
- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を開催し、平成28年6月に関係者が取り組むべき3つの方策として、①複数年契約の拡大に向けた対応、②作柄変動等に対応する仕組みの構築、③需要情報の提供体制の構築についてとりまとめ。
- また、毎年、「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米の需要量調査を実施し、調査結果等を公表するなど、酒造好適米の需要に応じた生産を推進。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。
注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。
2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒等8種類に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

○ 日本酒の国内出荷量に占める特定名称酒の割合

平成10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年 (1-9月)
26%	25%	26%	28%	30%	31%	33%	34%	34%	35%

○ 日本酒の輸出数量の推移

平成10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成30年 (1-9月)	令和元年 (1-9月)
8	8	12	16	16	18	20	23	26	18	19

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

○ 日本酒原料米の使用量

平成10年度	15年度	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
405	315	261	243	248	251	241	240

資料：国税庁調べ。年度は酒造年度
注：酒造年度は、当年7月1日～翌年6月30日。平成29酒造年度は平成29年7月1日～平成30年6月30日。

○ 酒造好適米の生産状況

平成10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
99	75	77	76	90	109	107	102	96

資料：「農産物検査結果」(農林水産省)
注：30年産は推計値。

○ 酒造好適米の需要量調査結果

平成29年 (実績)	平成30年 (実績見込)	令和元年 (見込)	令和2年 (見込)
77.7	72.9	73.4	73.0

注：令和元年7月の調査結果。酒造メーカーからの回答があったものの合計。全体需要量(推計)に対するカバー率は82～84%。

酒造好適米の需要量調査結果の概要

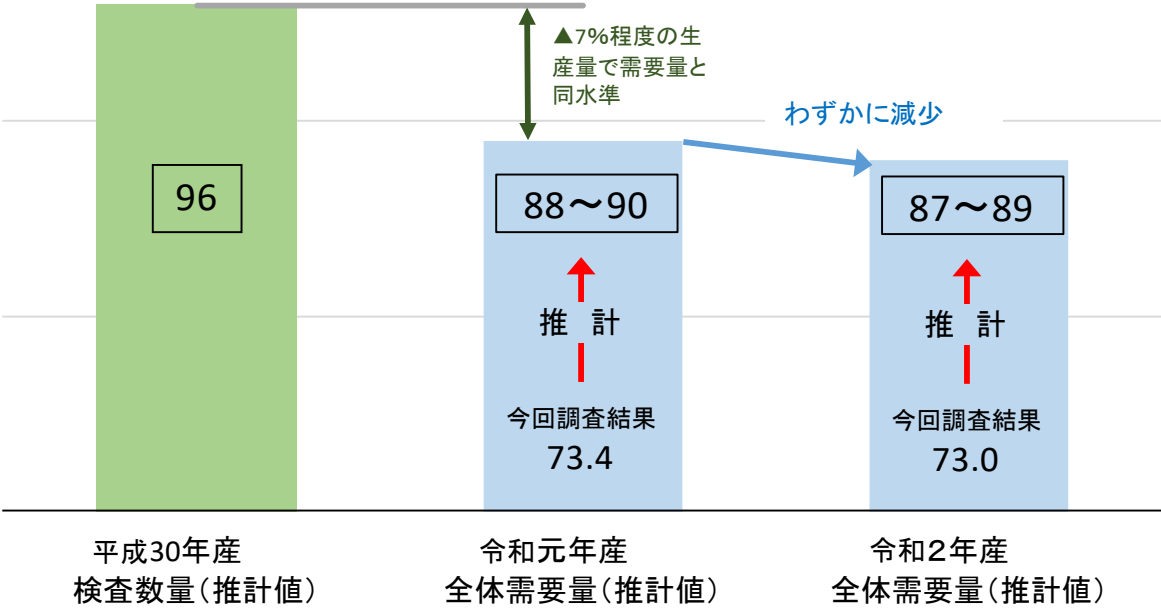
- 令和元年産の酒造好適米の需要量について、令和元年7月に全酒造メーカー1,430社を対象に調査を実施し、763社から回答（回収率は数量ベースで82～84%）。
- 令和2年産酒造好適米の全体需要量は、87～89千ト程度と推計され、令和元年産の全体需要量（88～90千ト程度）から、わずかに減少する見通し。
- また、酒造好適米と併せて調査した加工用米の令和2年産の需要量は約72千トとなっており、酒造好適米とほぼ同水準の需要量が見込まれる。

○ 酒造好適米の需要量調査の実施状況

	令和元年度
調査期間	令和元年7月
調査対象メーカー数	1,430社
回答酒造メーカー数	763社
回答率(数量ベース)	82～84%

○ 酒造好適米の全体需要量(推計値)

(単位:千ト)



※1 「需要量(推計値)」は、各年産について今回調査で回答のあった酒造メーカーの需要量が、全体需要量の約82～84%と推計されるため、当該割合で除することにより推計。

※2 平成30年産の検査数量は、確定値が出るのが来年1月であるため、最新の速報値である平成31年3月31日現在の値を、直近3力年の3月31日現在の検査進捗率により確定値見合いに推計した値となっている。

④ 米の輸出・輸入

商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

- 2018年の輸出数量は13,794トン（対前年比16%増）、輸出金額は約38億円（同17%増）となった。
- 2019年1～9月の輸出数量は11,752トン（対前年同期比24%増）、輸出金額は約31億円（同21%増）となっている。

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年 (1月～9月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	4,516 (+45%)	1,428 (+39%)	7,640 (+69%)	2,234 (+56%)	9,986 (+31%)	2,709 (+21%)	11,841 (+19%)	3,198 (+18%)	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	11,752 (+24%)	3,102 (+21%)
香港	1,744	497	2,519	659	3,342	842	4,128	1,016	4,690	1,160	3,823 (+16%)	963 (+19%)
シンガポール	1,295	371	1,850	463	2,350	539	2,861	642	3,161	694	2,654 (+19%)	549 (+11%)
アメリカ	81	37	322	103	812	236	986	320	1,282	404	1,391 (+66%)	374 (+37%)
台湾	407	155	753	268	910	321	943	350	1,173	394	789 (+1%)	264 (+1%)
中国	157	76	568	291	375	163	298	97	524	211	502 (+71%)	189 (+68%)
オーストラリア	185	59	273	84	357	109	476	145	635	197	527 (+15%)	159 (+11%)
イギリス	112	41	189	60	326	98	695	191	422	121	338 (+17%)	98 (+18%)
タイ	43	15	208	37	395	71	192	51	320	81	420 (+88%)	104 (+82%)
モンゴル	51	10	134	24	198	33	203	32	336	56	216 (-17%)	36 (-15%)
マレーシア	49	15	124	41	167	45	259	62	221	51	166 (+14%)	41 (+22%)
カナダ	22	9	85	23	96	29	92	28	138	43	109 (+21%)	37 (+30%)
ロシア	44	15	30	10	74	25	78	31	120	43	110 (+33%)	41 (+33%)
その他	370	143	615	181	658	223	708	264	892	344	707	246

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：（ ）内は対前年同期増減率である。

注2：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況と対応方向

輸出の現状

- コメ・コメ加工品の輸出金額は堅調に増加しており、2019年1～9月は234億円、対前年同期比で10%増となっている。

品 目 名		2016年	2017年	2018年	2019年1～9月		(参考) 主な輸出先国	
						対前年同期比		
コメ・コメ加工品		数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	24,830トン	+12%	米国 香港 中国 台湾 韓国 シンガポール
		金額	221億円	261億円	304億円	234億円	+10%	
	コメ (援助米を除く)	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	11,752トン	+24%	香港 シンガポール 米国 台湾 中国
		金額	27億円	32億円	38億円	31億円	+21%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	2,948トン	+1%	米国 台湾 香港 韓国 シンガポール
		原料米換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	2,506トン	+1%	
		金額	38億円	42億円	44億円	31億円	-2%	
	日本酒 (清酒)	数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	18,768 キロリットル	+3%	米国 香港 中国 韓国 台湾 シンガポール
		原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	10,572トン	+3%	
		金額	156億円	187億円	222億円	172億円	+10%	

※コメの輸出量とコメ加工品(米菓及び日本酒)の輸出量(原料米換算)の合計

2019年目標と対応方向^(※)

- 輸出額目標: **600億円**
○ 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

- コメ(包装米飯含む)
現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。
★重点国
新興市場: 台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等
安定市場: 香港、シンガポール
- 米菓
相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。
★重点国
新興市場: 中東、中国、EU
安定市場: 台湾、香港、シンガポール、米国
- 日本酒
発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。
★重点国
新興市場: EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国
安定市場: 米国、香港

※「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(25年8月)で決定

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要

1. 設立	平成26年11月27日 (前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として平成26年11月27日に設立。平成27年8月13日に一般社団法人化。)
2. 目的	1. 我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること 2. 輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること 3. 輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること
3. 事業内容	1. オールジャパンのブランド育成 2. 海外市場開拓調査 3. 産地PR・国内商談会 4. 海外販売促進活動 5. 会員ニーズに基づく共同の取組の促進 等
4. 会員数	56会員(令和元年9月30日現在) 全国農業協同組合連合会、木徳神糧株式会社、株式会社神明、千田みずほ株式会社、板橋貿易株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合 等

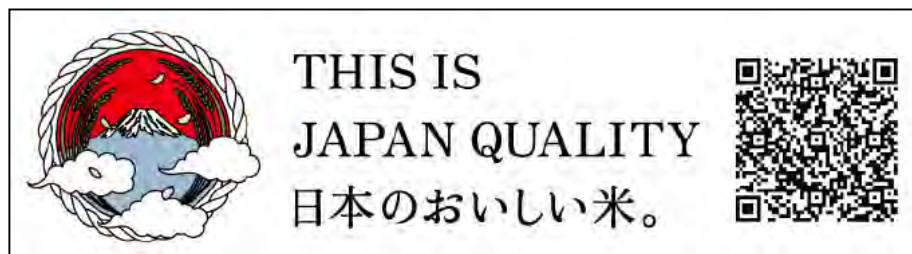
米・米関連食品の輸出拡大に向けた取組

- 米・米関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体(全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会)を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、統一ロゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。

(1) 日本産米であることの識別を容易にし、その品質等を海外の消費者にアピールするため、日本産米・米加工品輸出の統一ロゴマークを開発し、国内で発表(平成27年3月13日)。(農林水産大臣出席、国内メディア約30社が参加)

ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

〈 日本産米輸出の統一ロゴマーク 〉

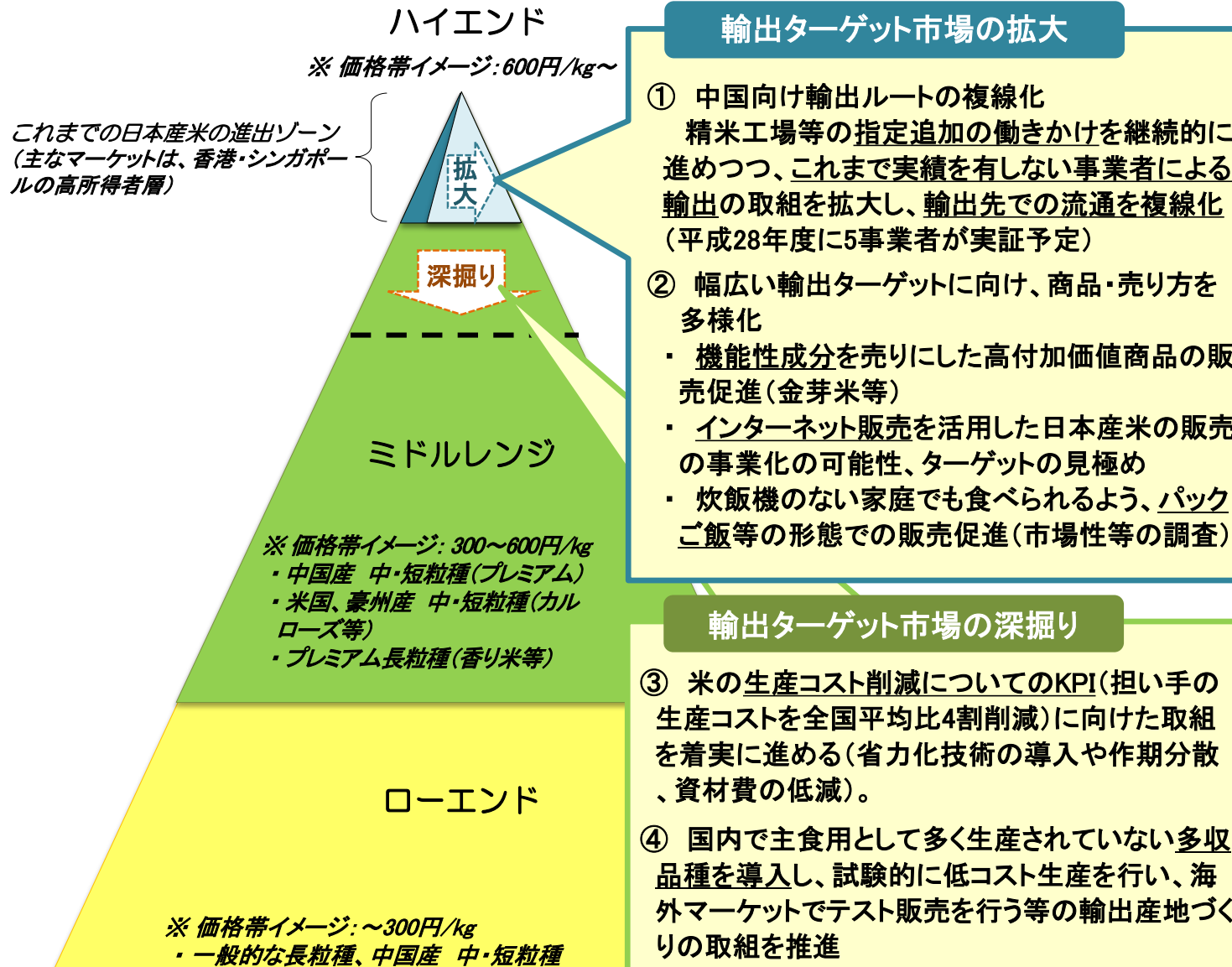


(注) QRコードから、日本産米・米加工品のPR映像が流れるHPへリンク

(2) 海外においても、統一ロゴマークを用いて、日本産米・米関連食品のPRイベントを開催(30年度)。

- ① 米国 平成30年4月30日～5月3日
・ 日本酒のPR・商談会
- ② 香港 平成30年8月16日～18日
・ 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR
- ③ シンガポール 平成30年10月19日～21日
・ 米菓のPR・セミナー
- ④ 上海 平成30年11月5日～10日
・ 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR
- ⑤ 香港 平成30年12月10日
・ 日本産米のPR・セミナー
- ⑥ 北京 平成30年1月17日
・ 日本酒のPR・セミナー
- ⑦ 中国 平成31年1月～3月
・ パックご飯・米菓・日本酒のPR
- ⑧ 米国 平成31年2月23日～3月2日
・ 日本酒のPR・セミナー・商談会

海外マーケットにおける日本産米の位置付け及び対応方針(イメージ)



輸出用米生産に関する制度運用を改正

- ⑤ 従来は、国内主食用米と区別するため、6月時点で「販売契約書」の提出を求めていたが、平成28年4月より、生産者による「輸出計画書」のみで生産が可能となるよう、制度運用を改正

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想（平成29年9月8日公表）

我が国のコメの消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ コメ・コメ加工品の輸出目標「600億円」の目標年次である令和元年に向け、**コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。**

(1) 戦略的輸出事業者

令和元年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」等と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

連携したプロモーション等の実施

「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

(2) 戦略的輸出基地(産地)

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地(法人・団体)を「戦略的輸出基地」として特定。



コメ輸出の飛躍的拡大

目標：10万トン^(※)

(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの参加状況(令和元年10月31日時点)

戦略的輸出事業者

70事業者(目標数量合計 14万トン※)

○ 主な戦略的輸出事業者(輸出目標(令和元年)上位5事業者を抜粋)

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧(株)	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
JA全農	20,000トン	中国、シンガポール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、香港、シンガポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)

(1)団体・法人 249産地

(2)都道府県単位の集荷団体等

21団体 (JA全農県本部、経済連)

((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)

(3)全国単位の集荷団体等 1団体 (JA全農)

((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)

○ 主な戦略的輸出基地

(平成30年産輸出実績(見込み)上位5産地を抜粋)

【JA】

都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	JAグループ新潟 米輸出推進協議会
宮城県	JAみやぎ登米
富山県	JAみな穂
岩手県	JA岩手ふるさと
秋田県	JA秋田おばこ

【その他団体・法人等】

都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	株式会社新潟農商
新潟県	新・新潟米ネットワーク
茨城県	茨城県産 米輸出推進協議会
山形県	(株)庄内こめ工房
北海道	(株)シヨクレン北海道

戦略的輸出ターゲット国

戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。

中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東、インド

今後の取組方針

- 海外市場における日本産米の需要をより一層喚起し、輸出拡大に繋げるため、平成30年度補正予算に盛り込まれた輸出促進予算等を活用して戦略的輸出事業者による海外市場開拓を強力に推進。
- また、海外需要に応じた輸出用米の生産拡大を進めるため、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地の結びつけ・マッチングを進めるとともに、各県・地域が水田フル活用ビジョンの検討を進める中で、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地との間で輸出用米の具体的な生産数量や品種等の調整が進むよう、関係者が一体となって輸出用米生産の取組を推進。
- 引き続き、本プロジェクトに参加する輸出事業者及び産地の団体・法人を募集。

中国向けに日本産精米を輸出できる精米工場及びくん蒸倉庫の追加について

- 中国向けの日本産精米の輸出については、これまで、精米工場1施設及びくん蒸倉庫2施設のみが認められていた。
- 平成30年5月に、中国側と、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設の追加に合意した結果、精米工場3施設及びくん蒸倉庫7施設からの輸出が可能となった。

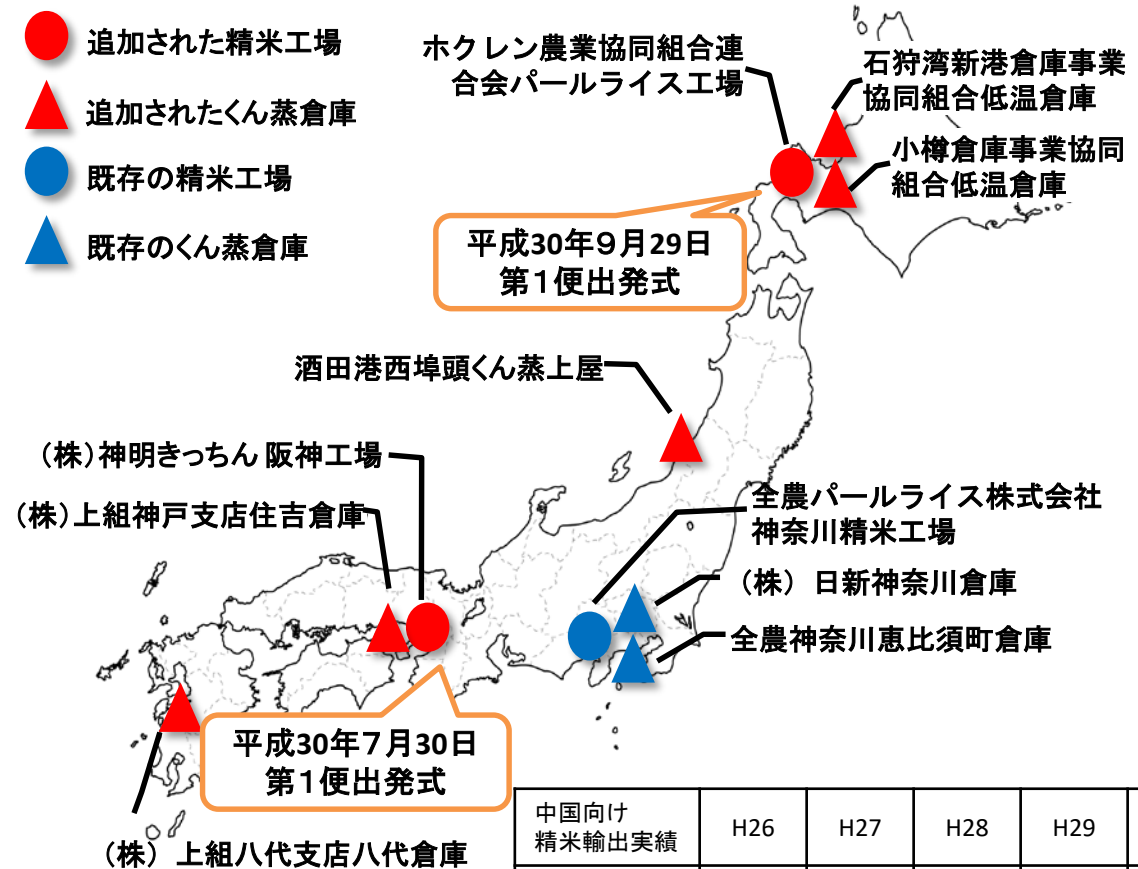
中国向けに輸出可能な精米工場及び関連くん蒸倉庫

○ 精米工場(3施設)

- ・ ホクレン農業協同組合連合会 パールライス工場
- ・ 全農パールライス株式会社 神奈川精米工場(輸出停止中)
- ・ 株式会社 神明きっちん 阪神工場

○ くん蒸倉庫(7施設)

- ・ 小樽倉庫事業協同組合 低温倉庫
- ・ 石狩湾新港倉庫事業協同組合 低温倉庫
- ・ 酒田港西埠頭 くん蒸上屋
- ・ 株式会社 日新 神奈川倉庫
- ・ 全農神奈川恵比須町倉庫
- ・ 株式会社 上組 神戸支店 住吉倉庫
- ・ 株式会社 上組 八代支店 八代倉庫



中国向け 精米輸出実績	H26	H27	H28	H29	H30
数量(トン)	157	568	375	298	524
金額(百万円)	76	291	163	97	211

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して7倍の差(2017年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU			豪州	
	(2018年)	(2018年)	(2013年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2016年)
平均経営面積 (ha)	2.98	179.3	16.1	58.6	58.7	92.3	4330.0

出典: 日本は、「平成30年農業構造動態調査」
日本以外の国・地域は、
米国は、「Farms and land in Farms 2018 Summary」(米国農務省)
EUは、「Farm structure survey 2013」(欧州委員会農業・農村開発局)
豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2017」(豪州農漁業省)
注: 日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。
豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

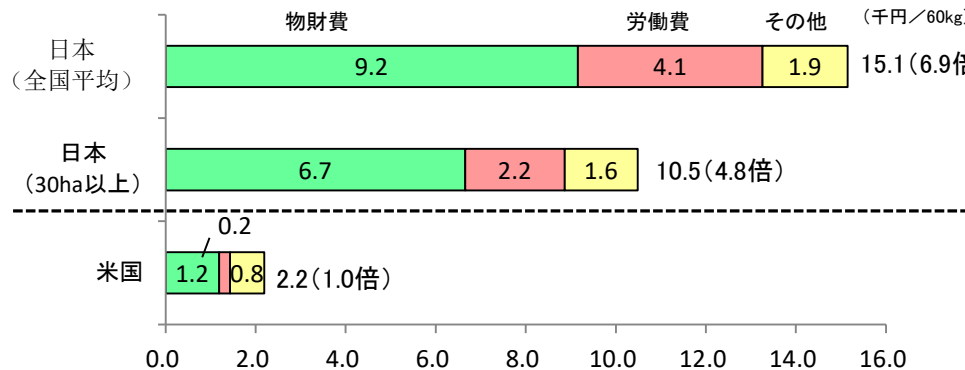
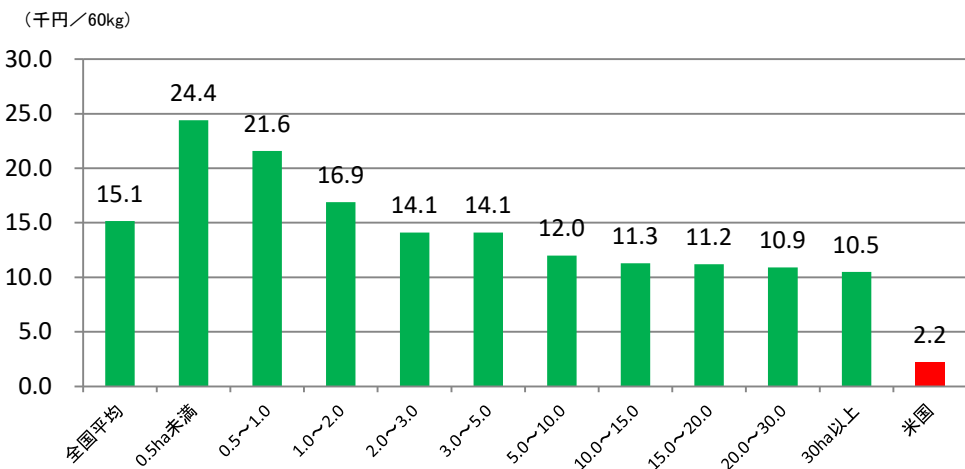
[コメ農家の経営規模]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均): 約1ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約161ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約68ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2015 年 世界農林業センサス」(農林水産省)
米国は、「2017 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)
豪州は、「Statistical Summary (2017 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)
中国は、民間研究報告より

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約70倍、豪州は約1,260倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2017年)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2017)、1US\$=108.79円(国際通貨基金)
農林水産省「平成29年度米生産費」
注1: 生産コストは資本利子・地代全額算入生産費
注2: 農林水産省「平成29年度米生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.7ha。

日米の水稻栽培法の主な違い

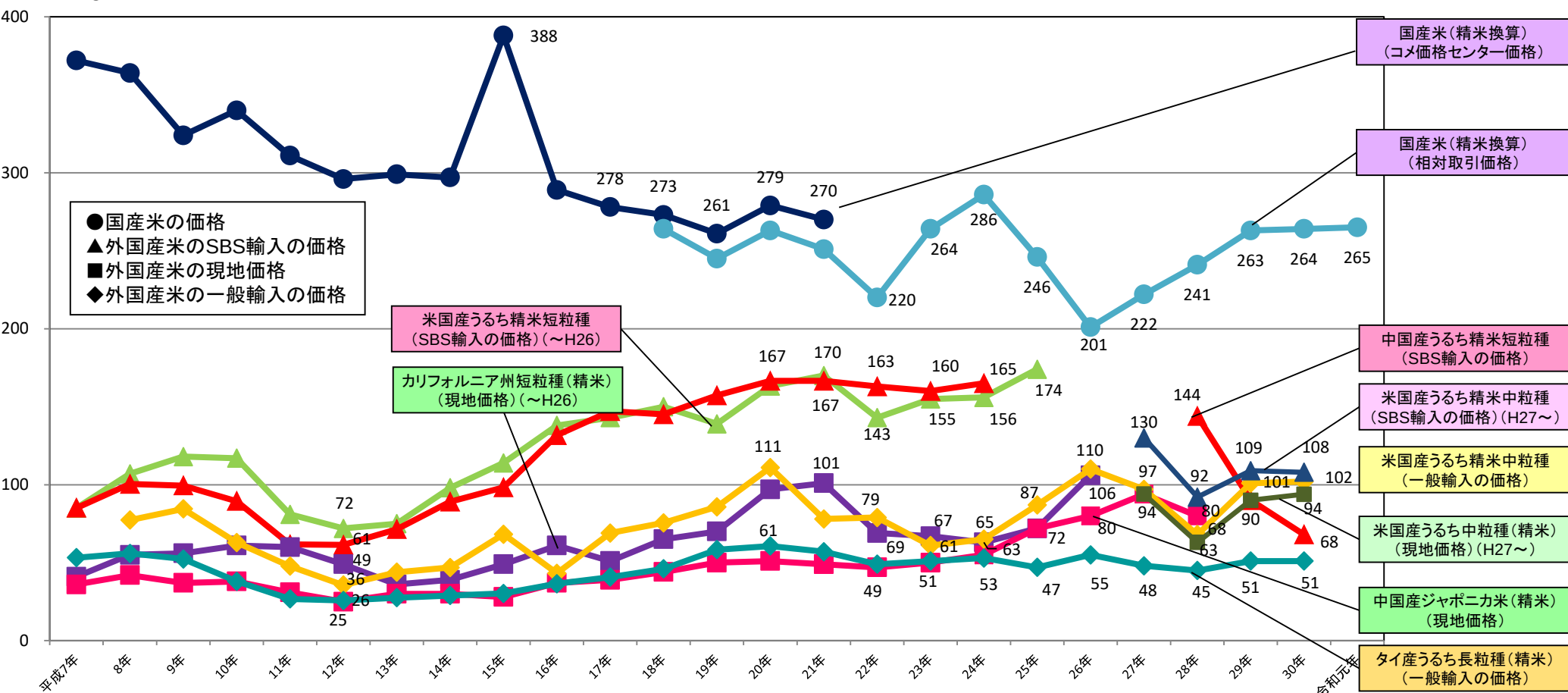
- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稻作付面積 全国平均 1.4ha  北海道 8.2ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(30年産は出回りから8月、令和元年産は出回りから10月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

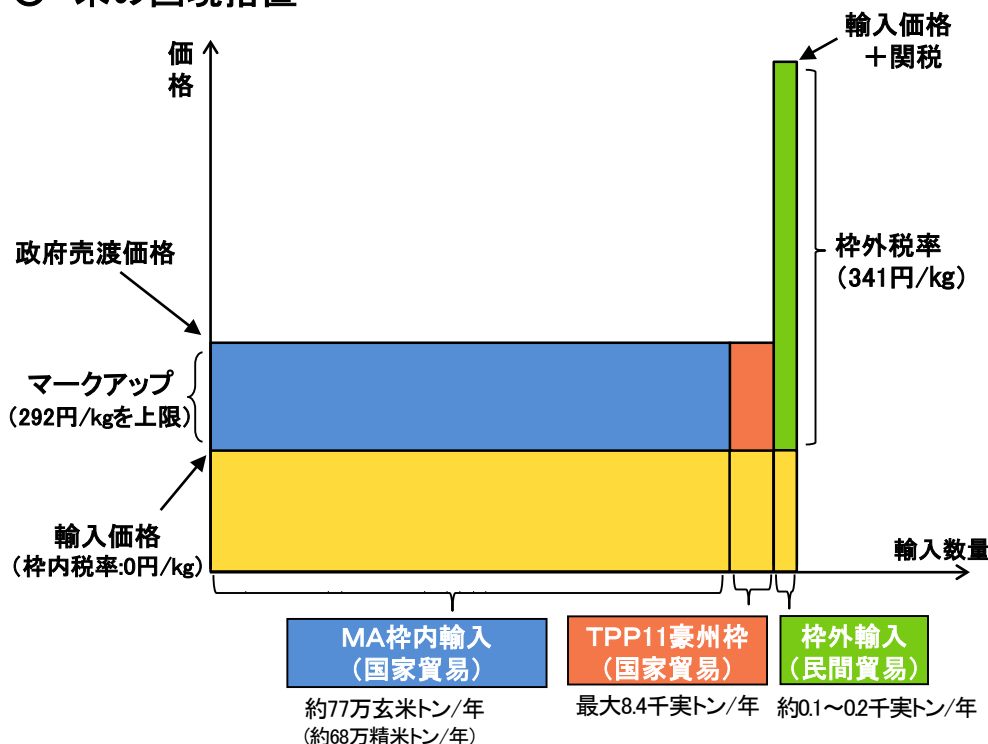
注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

コメの輸入制度

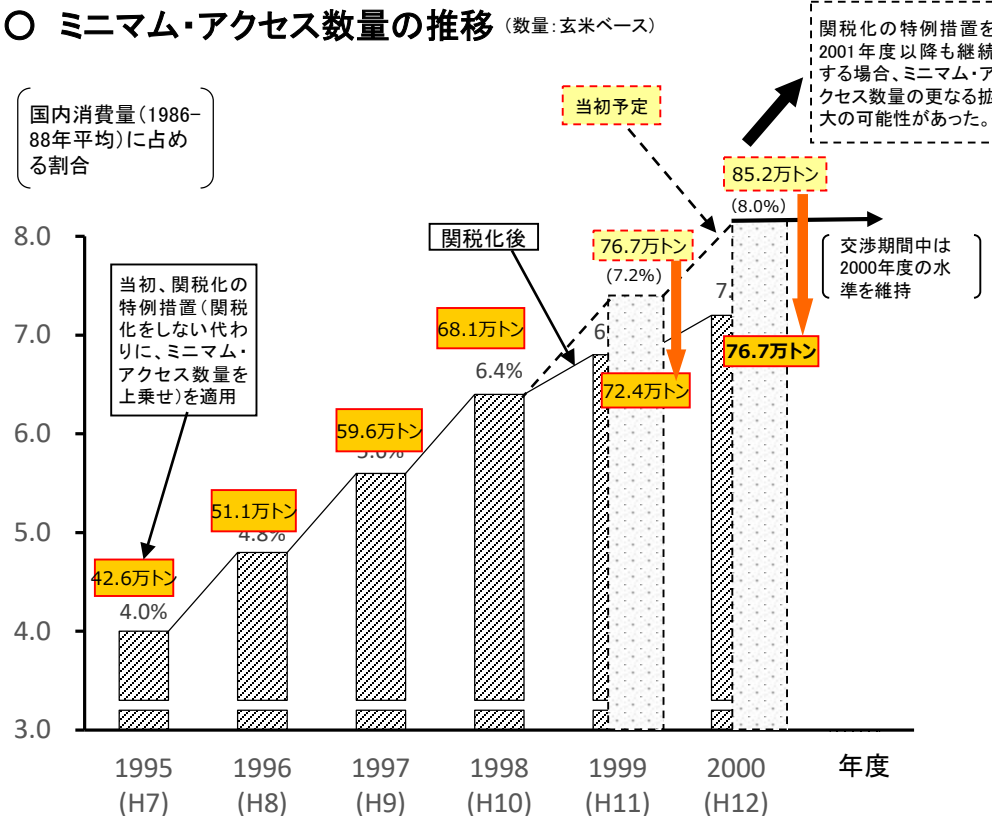
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ 米の国境措置



- (注)
- 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)
 - TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
 - TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019~2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移 (数量:玄米ベース)



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]」という上乗せされたMA数量を設定。
- 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量(2000年度時点)は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
- MA米以外の輸入には、高水準(341円/kg)の枠外税率を設定。

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

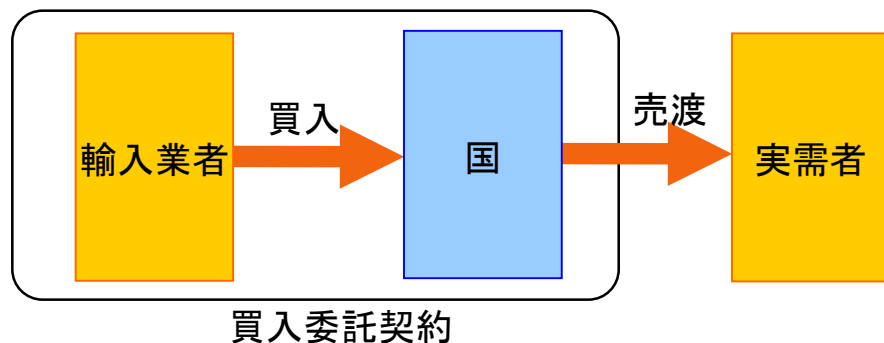
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

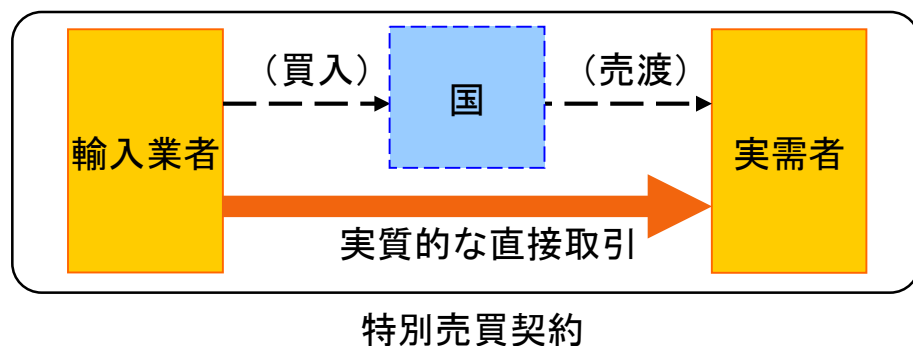
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン－SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
米国	358	430	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359
タイ	243	261	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316
中国	82	72	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69
オーストラリア	-	-	-	40	71	64	41	14	1	7	74	14
その他	13	6	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8
合計	696	769	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	585	658	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701
(うちSBS輸入)※	100	100	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59

※SBS輸入数量の単位は千実トン。
注1:各年度の輸入契約数量の推移。
注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。
注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

平成30年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

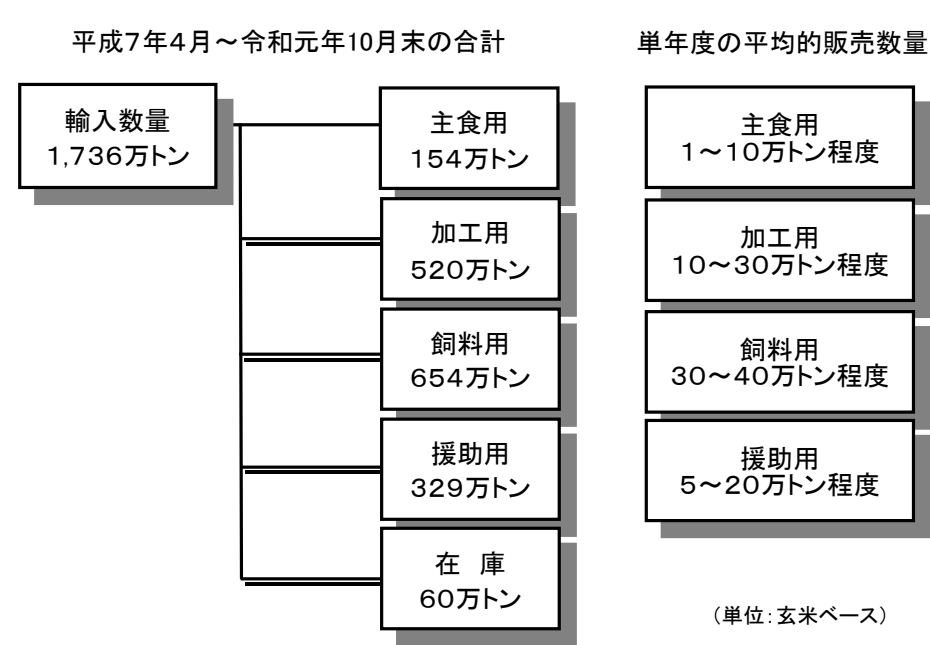
(単位:実トン)

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (30年9月26日)	25,000	12,008	3,100	22,500	10,112	1,944	2,500	1,896	1,156
第2回 (30年10月26日)	25,000	13,044	4,373	22,500	11,136	3,273	2,500	1,908	1,100
第3回 (30年11月30日)	25,000	16,703	10,963	22,500	12,495	8,463	2,500	4,208	2,500
第4回 (30年12月19日)	25,000	11,336	7,004	22,500	8,036	4,504	2,500	3,300	2,500
第5回 (31年1月16日)	30,000	10,761	8,129	27,000	7,433	5,129	3,000	3,328	3,000
第6回 (31年2月1日)	30,000	10,253	8,505	27,000	6,985	5,505	3,000	3,268	3,000
第7回 (31年2月20日)	30,000	9,148	7,160	27,000	6,940	5,060	3,000	2,208	2,100
第8回 (31年3月6日)	50,766	10,394	9,310	47,766	6,642	5,866	3,000	3,752	3,444
合計			58,544			39,744			18,800

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和元年10月末現在)【速報値】



注1:「輸入数量」は、令和元年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(151万トン)、飼料用等(214万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和元年10月末時点の数量。
注5:在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンが含まれる。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)【速報値】

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	154
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	520
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	51	654
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	329
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	—

注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和元RYであれば、平成30年11月から令和元年10月まで)。
注2: この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3: ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



注：平成25～29年度のデータ等を基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位：億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224

注4

	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
売買損益①	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67
売上原価	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554
買入額	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605
売却額	646	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487
管理経費②	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95
保管料	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61
損益合計 (①+②)	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163

注1：数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注2：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高＋買入額－期末在庫棚卸高」により算出。
注3：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。
注4：「管理経費」は、保管料、運搬費等。
注5：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。
注6：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常に関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2019年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の環境整備を通じた輸出環境の整備、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年
の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

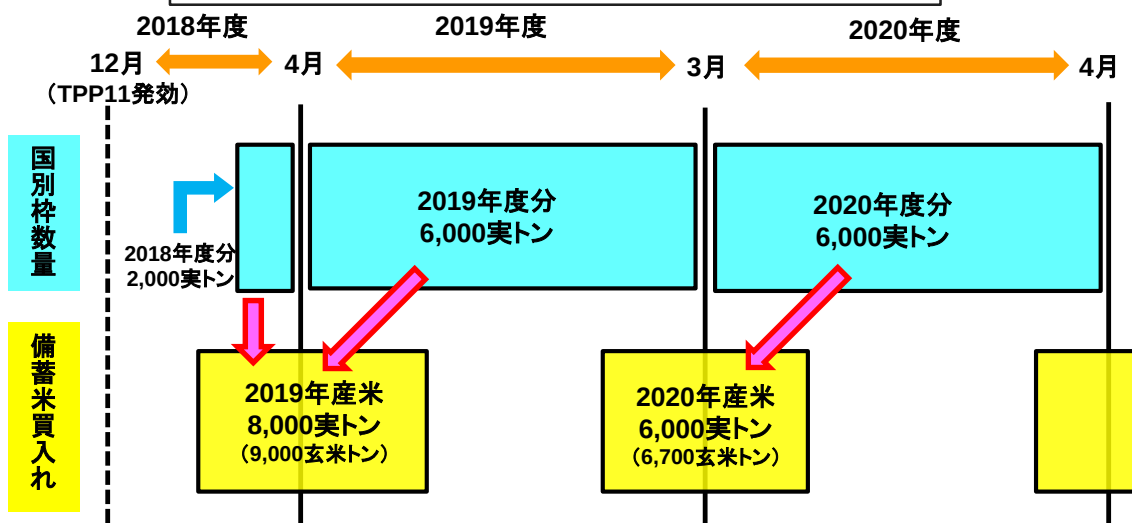
(米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

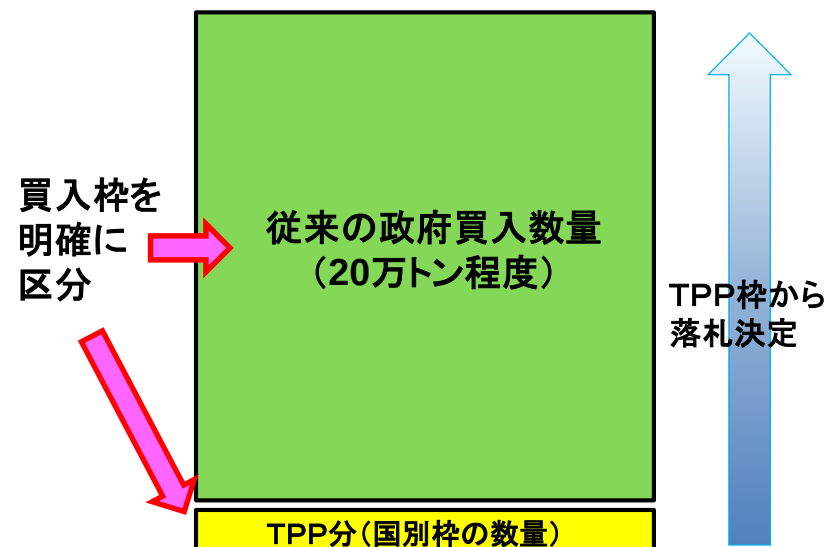
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定することにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ

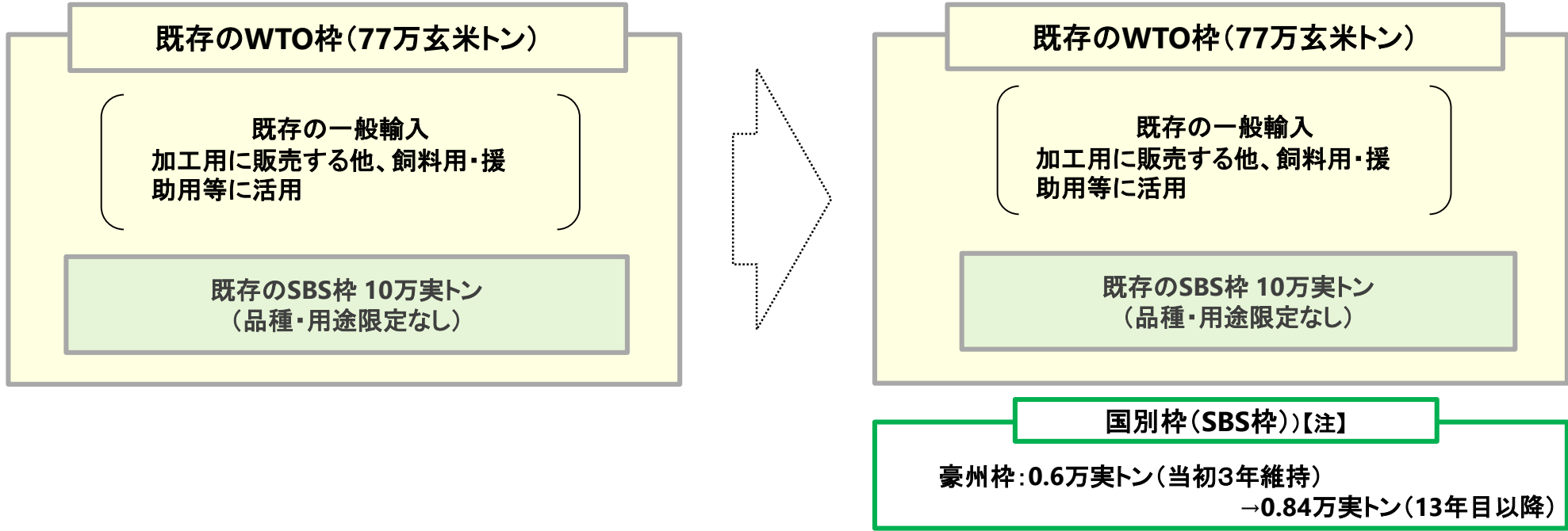


○ 総合的なTPP等関連政策大綱(2017年11月24日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注: 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位: 実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	2,559 (2019.10時点)											

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注: 輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

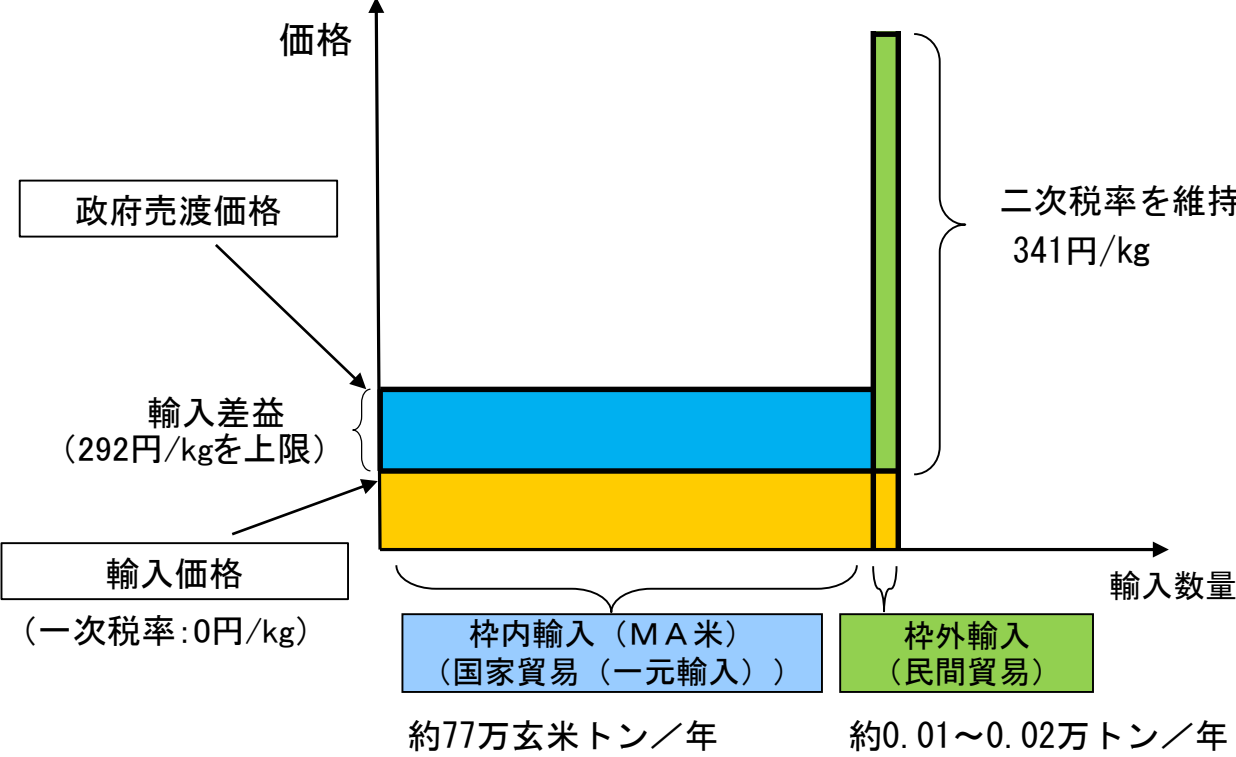
○ 米・米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【米の輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注) 平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【米の国境措置】

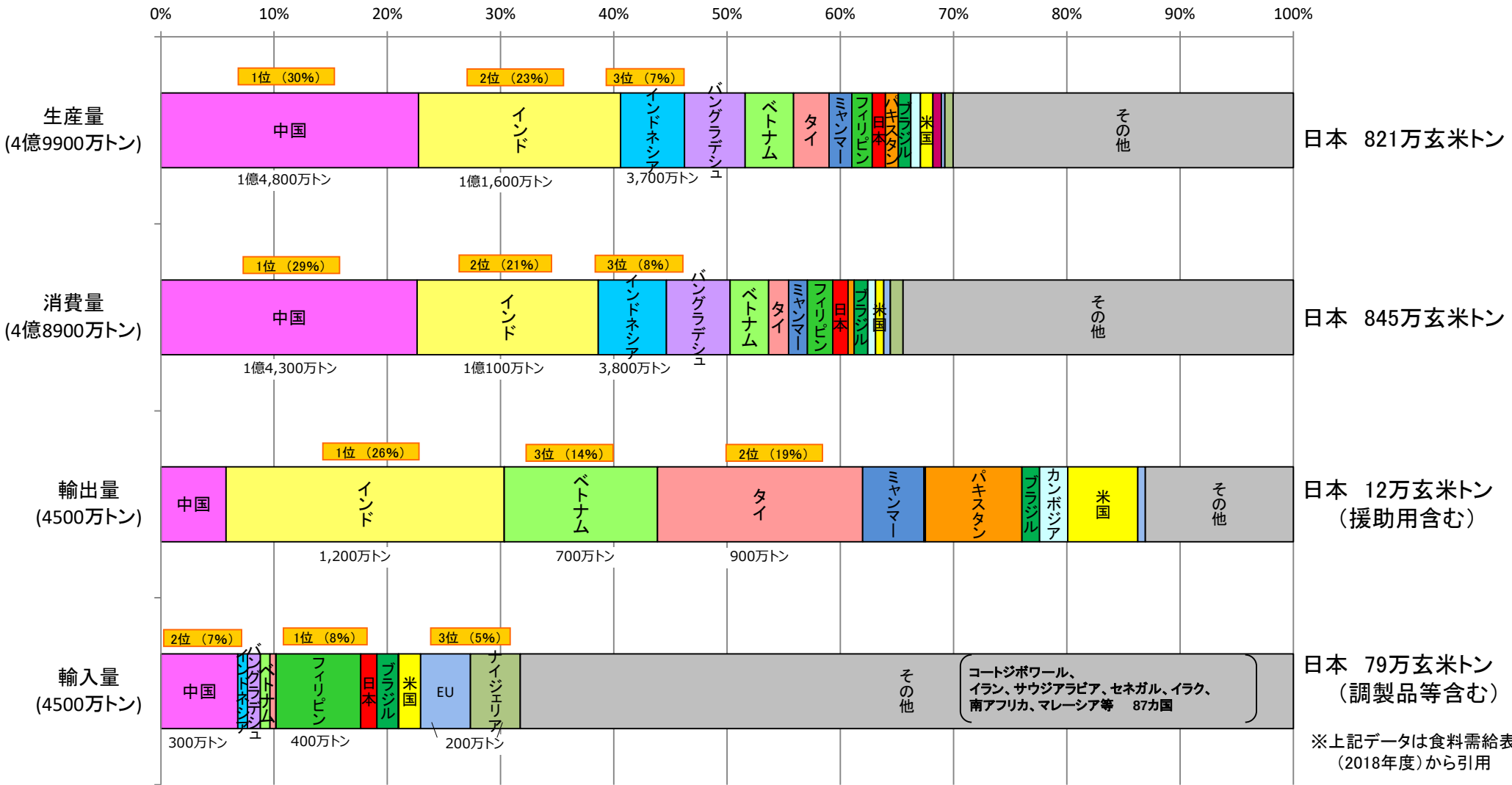


(注) 交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。
- (例) ・ 育児用穀物調製品 : 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 - ・ 飼料用調製品 2 品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に 6 年目に撤廃又は即時撤廃
 - ・ 朝食用シリアル 2 品目 : 11.5% → 段階的に 8 年目に撤廃

世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は約5億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、4.5千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の26%を占める。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2018/19年、精米ベース) (2019年10月時点)

※上記データは食料需給表(2018年度)から引用

米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、輸入量も増加しており、2012/13年より世界第一位のコメ輸入国となった。
- ・ 日本向けには、主にSBS方式で輸出していたが、安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降、SBSによる日本向け輸出は大幅に減少。

タイ

- ・ 長年、世界第1位のコメ輸出国。近年は年によってインドに抜かれている。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

ベトナム

- ・ 世界第3位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり。

米国

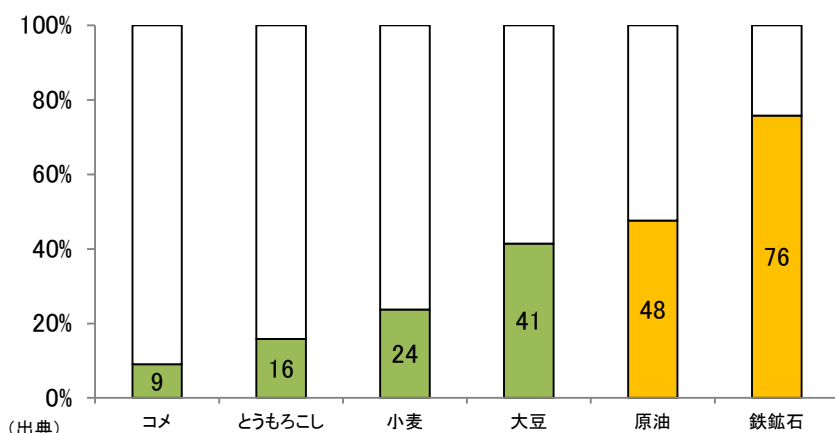
- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、2013年の冬より続く干ばつにより生産量が減少していたが、近年回復。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつによる大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率

(参考)



(出典)

コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2019年10月時点)(2018/19年の数値)

原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2019(IEA)」(2017年の数値)

鉄鉱石：「Steel Statistical Yearbook 2018(World Steel Association)」(2017年の数値)

(注) 貿易率=世界の輸出入量/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



ベトナムやインドの輸出規制等により需給が逼迫し、価格が急騰

出典：タイ国貿易取引委員会

注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格